

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	姫路市 個人住民税事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

姫路市は、個人住民税事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

姫路市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和7年10月1日

[令和6年10月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税事務
②事務の内容 ※	1 概要 地方税法に基づき、住民、国税庁などから提出された申告情報や事業所、年金保険者から提出された支払報告書をもとに住民税を計算し、賦課決定を行う。また、収納状況を把握し、納期限までに完納されない場合、納税者に対して督促状を送付し、完納されない場合、滞納処分を行う。過誤納となった場合は還付・充当を行う。 2 特定個人情報ファイルを使用している事務 (1)住民・国税庁・事業所・年金保険者・他自治体からeLTAXシステム、申請管理システムや国税連携システムを利用して、申告情報を取得する。 (2)各種課税資料のデータチェックを行い、宛名情報でマッチングし、個人ごとに名寄せし、合算処理を行う。 (3)住民税の賦課決定を行い、納税義務者宛に納税通知書、税額決定通知書を発送する。 (4)納税義務者から、修正申告がされた場合には、課税情報を変更し、税額変更通知書を発送する。 (5)滞納者の宛名情報の特定や突合を行うため照会を行う。 (6)還付対象者の口座情報の照会を行う。
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	税総合システム(「税務システム」と同義)
②システムの機能	1 宛名管理機能 : 納税者の住所、所在地を管理する。 2 課税処理機能 : 各種課税資料を管理、登録し、賦課決定を行う。 3 通知書作成機能 : 納税通知書の作成を行う。 4 収納機能 : 収納情報、滞納情報を管理し、過誤納、督促処理等を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [☒] 宛名システム等 [] 税務システム [☒] その他 (課税資料イメージ管理システム、証明書交付システム、申請管理システム)

システム2～5

システム2

①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	1 システムの概要 ・地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、地方税共同機構が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。 ・このシステムでは、固定資産税(償却資産)、事業所税の申告、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付した電子データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ、審査システム(eLTAX)で受領する。 2 税務システムとの連携 ・審査システムは、税務システムの効率化を図るため、媒体により税総合システムと連携している。 (1)審査システム(eLTAX)から税務システムへの連携: 申告データ、利用届出データ、申請・届出データ等 (2)税務システムから審査システム(eLTAX)への連携: プレ申告データ、特別徴収税額通知データ等 3 機能の概要 (1)個人住民税: 給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。 (2)固定資産税(償却資産): 償却資産の所有者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、償却資産申告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、あらかじめ所有者名等を入力したプレ申告書を、償却資産の所有者に送付する。 (3)事業所税: 事業所税の納税義務者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、事業所税の申告書等を受領する。

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 地方税ポータルセンタ(eLTAX) ）
システム3	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	1 システムの概要 ・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税共同機構が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 ・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ送付される。 2 機能の概要 (1) 国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養是正情報等データを国税庁に送付する。 (2) 他の市区町村に対して、所得税申告書等データを送付する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 地方税ポータルセンタ(eLTAX) ）
システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1 符号管理機能: 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。 2 情報照会機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3 情報提供機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4 既存システム接続機能: 中間サーバーと既存システム、統合宛名システム及び住民基本台帳システムとの間で 情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5 情報提供等記録管理機能: 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6 情報提供データベース管理機能: 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7 データ送受信機能: 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8 セキュリティ管理機能: セキュリティを管理するための機能。 9 職員認証・権限管理機能: 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10 システム管理機能: バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）

システム5

①システムの名称	統合宛名システム（「宛名システム等」と同義）
②システムの機能	1 宛名管理機能：既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、統合DBIに反映を行う。 2 統合宛名番号の付番機能：個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 3 符号要求機能：個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバーから返却された処理通番は住民基本台帳システムへ送信する。 4 庁内システム連携機能：庁内の業務システムからの要求に基づき、個人番号または統合宛名番号に紐づく宛名情報を通知する。 5 宛名情報等検索機能：個人番号及び4情報等に基づき、該当する者を検索し宛名情報等を表示する。（窓口支援機能）
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 （ 中間サーバー、庁内の業務システム)

システム6~10

システム6

①システムの名称	証明書交付システム
②システムの機能	1 既存システム連携機能 : 既存の税総合システムから証明書情報を連携する機能 2 コンビニ交付 : 証明書交付センターからの要求に応答して証明書の交付を行なう機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他（証明書交付センター(J-LIS)）

システム7

①システムの名称	課税資料イメージ管理システム	
②システムの機能	1 納税義務者等より提出される紙媒体の課税資料をスキャニング、イメージ化し、登録する。 2 電子提出分の課税資料を取り込み、擬似イメージ化し、登録する。 3 課税資料の資料番号・住民情報等を検索キーとし、イメージデータと紐付けし、閲覧する。 4 国税連携より取り込んだデータのイメージを表示し、出力を行う。 5 システムを使用するユーザ等の登録、変更、削除を行う。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (	☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム)

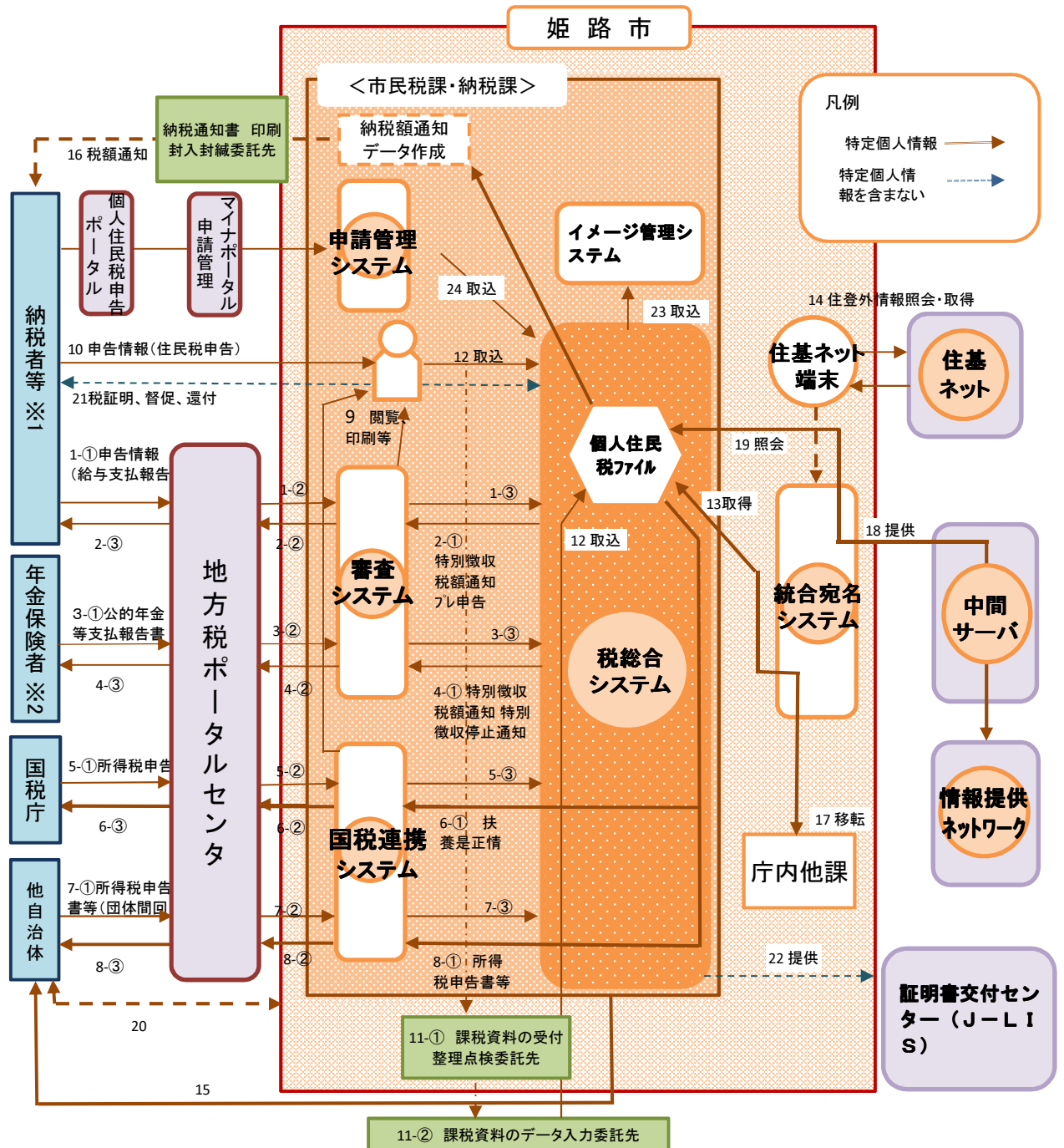
システム8

①システムの名称	個人住民税申告ポータル(eLTAX)
②システムの機能	個人住民税について、オンラインで申告ができる機能

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （マイナポータル申請管理）
システム9	
①システムの名称	マイナポータル申請管理
②システムの機能	【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （申請管理システム、個人住民税申告ポータル(eLTAX)）
システム10	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	1 申請データ格納機能：マイナポータル申請管理でダウンロードしたデータを複号する機能 2 申請内容照会と審査状況管理機能：申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能 3 税総合システムとの申請データ連携：税総合システムに申請データを連携する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 （マイナポータル申請管理）
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	住民税の賦課について、個人番号を利用することにより、提出された申告情報と課税対象者を紐付けすることができ、複数の課税資料を正確かつ迅速に合算できるようになる。また、納税者の特定や最新の住所情報を正確かつ効率的に把握でき、公平な賦課徴収事務を行うことができる。
②実現が期待されるメリット	自治体間での情報連携を行うことで、従来の所得証明書の取得、提出などの手続が無くなり、納税者の利便性の向上が図られる。 課税資料の名寄せ作業が容易になり、課税事務の効率化、適正化が図られる。 転出者の住民票関連情報が的確に把握でき、納付書等の郵送物の送達が正確かつ迅速にできる。 公金受取口座情報を情報連携により、正確に把握し確実に還付できる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項、別表の24の項 2 番号法第19条第10項 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条 4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第21条 5 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第22条 6 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第19条 7 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第20条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条8号 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)(情報連携主務省令) 第2条 情報提供者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「地方税関係情報」が含まれる項(別紙1参照) 2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条8号 (2) 情報連携主務省令 第2条 情報照会者が「市町村長」の項のうち、事務に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項(48の項) 第50条
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政局 税務部 市民税課、納税課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容



(備考)

※1 納税者の代理人(税理士等)、給与支払者、公的年金等支払者(ただし、※2を除く。)を含む。

※2 公的年金等支払者のうち、
 ・厚生労働大臣(日本年金機構)

・厚生労働大臣(日本年金機構)を経由して国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団
 ・地方公務員共済組合連合会を経由して地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、東京都職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合連合会

※なお、公的年金等支払報告書は、厚生労働大臣(日本年金機構)及び地方公務員共済組合連合会を経由せずに提出される

【審査システム(eLTAX)】

1 納税者等からの申告書等データ、給与支払報告書データ、公的年金等支払報告書データ、各種申請・届出データの受領

1-① 納税者等が作成した申告書等データ等が地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信される。

1-② 審査システム(eLTAX)は、申告書等データ等を地方税ポータルセンタ(eLTAX)から取得する。

1-③ 審査システム(eLTAX)から、申告書等データ等を取得し、税務システムに格納する。

- 2 納税者等への特別徴収税額通知データ、プレ申告データの送信
 - 2-① 特別徴収税額通知データ等を作成し、審査システム(eLTAX)に格納する。
 - 2-② 審査システム(eLTAX)は、特別徴収税額通知データ等を地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信する。
 - 2-③ 地方税ポータルセンタ(eLTAX)は、特別徴収税額通知データ等を納税者等のメッセージボックスに格納する。また、格納した旨のメールを納税者等に送信する。(納税者等は、メッセージボックスで当該データを確認し、ダウンロード、印刷等をする。)
- 3 年金保険者からの公的年金等支払報告書データ、特別徴収対象者情報の通知データ、特別徴収税額通知の処理結果通知データ、特別徴収結果通知データ、特別徴収停止通知の処理結果通知データの受領
 - 3-① 年金保険者が公的年金等支払報告書データ等を記録したDVDを作成し、施錠した容器に収納の上、輸送により又は持参により地方税共同機構に提出する。地方税共同機構は、受領したDVD内の公的年金等支払報告書データ等を地方税ポータルセンタ(eLTAX)に格納する。
 - 3-② 審査システム(eLTAX)は、公的年金等支払報告書データ等を地方税ポータルセンタ(eLTAX)から取得する。
 - 3-③ 審査システム(eLTAX)から、公的年金等支払報告書データ等を取得し、税務システムに格納する。
- 4 年金保険者への特別徴収税額通知データ、特別徴収停止通知データの送信
 - 4-① 特別徴収税額通知データ等を作成し、審査システム(eLTAX)に格納する。
 - 4-② 審査システム(eLTAX)は、特別徴収税額通知データ等を地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信する。
 - 4-③ 地方税共同機構は、地方税ポータルセンタ(eLTAX)に格納された特別徴収税額通知データ等をDVDに記録し、施錠した容器に収納の上、セキュリティ便により年金保険者に提出する。

※3及び4における年金保険者は、公的年金等支払者のうち、

 - ・厚生労働大臣(日本年金機構)
 - ・厚生労働大臣(日本年金機構)を経由して国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団
 - ・地方公務員共済組合連合会を経由して地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、東京都職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合連合会である。

※なお、公的年金等支払報告書は、厚生労働大臣(日本年金機構)及び地方公務員共済組合連合会を経由せずに提出される。
- 【国税連携システム(eLTAX)】
- 5 国税庁からの所得税申告書等データ、法定調書データの受領
 - 5-① 国税庁から、所得税申告書等データ等が地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信される。
 - 5-② 地方税ポータルセンタ(eLTAX)は、所得税申告書等データ等を国税連携システム(eLTAX)に送信する。
 - 5-③ 国税連携システム(eLTAX)から、所得税申告書等データ等を取得し、税務システムに格納する。
- 6 国税庁への扶養是正情報等データの送信
 - 6-① 扶養是正情報等データを作成し、国税連携システム(eLTAX)に格納する。
 - 6-② 国税連携システム(eLTAX)は、扶養是正情報等データを地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信する。
 - 6-③ 地方税ポータルセンタ(eLTAX)は、扶養是正情報等データを国税庁に送信する。
- 7 他市区町村からの所得税申告書等データの受領(団体間回送)
 - 7-① 他市区町村から、所得税申告書等データが地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信される。
 - 7-② 地方税ポータルセンタ(eLTAX)は、所得税申告書等データを国税連携システム(eLTAX)に送信する。
 - 7-③ 国税連携システム(eLTAX)から、所得税申告書等データを取得し、税務システムに格納する。
- 8 他市区町村への所得税申告書等データの送信(団体間回送)
 - 8-① 他市区町村に係る所得税申告書等データを、国税連携システム(eLTAX)に格納する。
 - 8-② 国税連携システム(eLTAX)は、所得税申告書等データを地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信する。
 - 8-③ 地方税ポータルセンタ(eLTAX)は、所得税申告書等データを他市区町村に送信する。
- 【共通】
- 9 データの閲覧、印刷等

審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)に格納されているデータの閲覧、印刷等をする。
- 10 住民(納税者等)から各種申告情報を取得する。
- 11-① 紙媒体で提出された申告情報を委託業者が受付・整理・点検する。
- 11-② 提出された申告情報を委託業者がデータ登録する。
- 12 各種申告情報を職員がチェックをおこない、税総合システムへ取り込む。
- 13 個人住民税賦課にあたり、必要な情報を統合宛名システムや庁内他課から取得する。
- 14 住登外者の住基情報を住基ネット経由で取得する。
- 15 本市の課税対象者でない場合には、他の自治体へ資料を転送する。
- 16 税額通知データの送付や委託業者が納税通知書を印刷して封入封緘し送付を行う。
- 17 個人住民税情報を統合宛名システム経由で各業務システムへ移転する。
- 18 個人住民税情報を統合宛名システム経由で中間サーバへ提供する。
- 19 減免申請に係る生活保護情報や他市に居住する扶養親族の所得照会を行う。
- 20 滞納者に関する調査、照会を行う。
- 21 住民からの申請により、税証明を発行する。滞納者に督促状を送付する。還付対象者の指定口座に還付する。
- 22 証明書交付センター(J-LIS)を利用した税証明書のコンビニ交付を行う。
- 23 課税資料のイメージの管理のためにイメージデータと個人住民税情報を取り込む。
- 24 申告者が電子申告を行った個人住民税申告データが、個人住民税申告ポータル(eLTAX)、マイナポータル申請管理を経由し、申請管理システムに連携される。その後、申告データは申請管理システムから税総合システムに取込される。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
個人住民税ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点において、本市内に住所を有する個人又は本市内に事務所や家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者で、確定申告書や個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書の提出があった者及びその扶養親族、課税調査対象者。市税還付請求者のうち個人番号を有する者	
	その必要性	地方税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、課税資料等との名寄せ・突合が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)
	その妥当性	・個人番号、個人番号対応符号:対象者を正確に特定するため。 ・その他識別情報(内部番号):収納情報等とリンクさせるため。 ・4情報(氏名、性別、生年月日、住所):対象者を特定するとともに最新の居住地を把握するため。 ・連絡先(電話番号等):申告内容の確認等で連絡するため。 ・その他住民票関連情報:家族関係や死亡、相続時の確認のため。 ・国税関連情報:確定申告に基づき賦課決定を行うため。 ・地方税関連情報:地方税の賦課徴収を行うため。 ・医療保険関連情報:国保料及び後期高齢者医療保険料の情報に基づき適正な保険料控除を行うため。 ・障害者福祉関係情報:非課税限度額の判定や所得控除の適用を行うため。 ・生活保護・社会福祉関係情報:非課税者の抽出を行うため。 ・介護・高齢者福祉関係情報:介護保険料の情報に基づき適正な保険料控除を行うため。 ・年金関係情報:公的年金の所得に基づき、賦課決定及び年金特徴額を決定するため。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日	
⑥事務担当部署	財政局 税務部 市民税課、納税課	

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (住民窓口センター、国民健康保険課、生活援護室、後期高齢者医療保険課、介護保険課、障害福祉課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、デジタル庁、日本年金機構) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) ☐ 民間事業者 (給与支払者、年金支払者) ☐ その他 ()	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (統合宛名システム、マイナポータル申請管理)	
③入手の時期・頻度		1 当初賦課時 (1)申告情報(確定申告書・個人住民税申告書・給与支払報告書・年金支払報告書):1月から4月にかけて複数回入手 (2)国保料情報、介護保険料情報、後期高齢者保険料情報:1月末に入手 (3)生活保護情報、障害者情報:1月中旬に入手 (4)4情報(氏名、性別、生年月日、住所):1月1日居住情報を1月中旬に入手 (5)公的年金特別徴収情報:5月に年金保険者から入手 (6)宛名情報:通知書発送時等、必要に応じ随時入手 2 個別対応による入手 (1)申告情報:当初以降、新規申告、更正申告、減免申請を随時入手 (2)公金受取口座情報:還付請求書意思表示に基づき随時入手	
④入手に係る妥当性		住民税の適正な賦課徴収事務のため	
⑤本人への明示		地方税法第317条の2、番号法第14条第1項、情報連携主務省令第2条48の項、第50条に規定による。	
⑥使用目的 ※		住民税の適正な賦課・徴収事務のため法令に基づき関連情報を収集する必要がある。	
変更の妥当性		—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民税課、納税課、主税課、住民窓口センター、家島事務所、夢前事務所、香寺事務所、安富事務所、中央支所、飾磨支所、広畑支所、網干支所、白浜支所、駅前市役所、東出張所、西出張所、林田出張所、飾東出張所、北出張所、船山出張所、花の北サービスセンター、城乾サービスセンター、安室サービスセンター、高岡サービスセンター、妻鹿サービスセンター、勝原サービスセンター、的形サービスセンター、大塩サービスセンター、坊勢サービスセンター、置塩サービスセンター、菅野サービスセンター	
	使用者数	<選択肢> ☐ 100人以上500人未満 ☐ 1) 10人未満 ☐ 2) 10人以上50人未満 ☐ 3) 50人以上100人未満 ☐ 4) 100人以上500人未満 ☐ 5) 500人以上1,000人未満 ☐ 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		1 申告情報の取得 (1)申告受付時に個人番号で本人確認を行う。 (2)確定申告書・給与支払報告書・年金支払報告書に記載された個人番号を名寄せ作業に利用する。 2 賦課決定 (1)住民基本台帳情報、生活保護情報により課税の判定を行う。 (2)国保料情報、介護保険料情報、後期高齢者保険料情報を社会保険料控除額の参考とする。 (3)障害者情報を非課税限度額、障害者控除額の参考とする。 (4)各種課税資料から課税計算を行う。 (5)通知書発送時に宛名情報を記載する。 (6)減免申請書の提出により、納付状況を確認したうえで、減免処理を行う。 3 市税等の還付に関する事務 (1)還付金請求者の意思表示に基づき、公金受取口座を把握し、当該口座に還付する。	
情報の突合 ※		住民異動情報については、個人住民税ファイルと内部管理番号で突合し、納税通知書関連のデータ作成に使用する。	
情報の統計分析 ※		各種統計処理をおこなっているが、個人を特定するようなものは行っていない。	

委託事項2～5		
委託事項2		税総合システム開発、運用保守業務
①委託内容		税総合システムの開発、運用保守に係る業務委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] 対象となる本人の数 対象となる本人の範囲 ※ その妥当性 ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 「2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同様 税総合システムの安定稼働のために専門的な知識を有する業者に委託している。
③委託先における取扱者数		[10人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☒] 専用線 [] 電子メール [☒] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☒] その他 (庁内のセキュリティが担保された場所で作業を行う。)
⑤委託先名の確認方法		姫路市情報公開条例(平成14年3月27日 条例第3号)に基づく開示請求を行うことで確認ができる。
⑥委託先名		富士通Japan(株)
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託申出書及び従事者名簿を提出させ、申出が適切で合理的な理由であれば再委託承諾書にて許諾し、従業者から個人情報取扱いに関する誓約書を提出させる。
	⑨再委託事項	システムの開発、運用保守

委託事項3		地方税電子申告支援サービス運用業務
①委託内容		地方税の電子申告について、地方税共同機構が運営するポータルセンターと連携し、LGWAN回線を利用して、委託業者が管理する審査システムサーバと本市の操作端末を接続し、電子申告・国税連携データの審査を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書の提出義務がある者
	その妥当性	地方公共団体で組織する「地方税共同機構」が認定している民間事業者が提供する、審査サーバ、国税連携データ受信サーバ及びソフトウェアを利用するため。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [●] その他 (LGWAN)
⑤委託先名の確認方法		姫路市情報公開条例(平成14年3月27日 条例第3号)に基づく開示請求を行うことで確認ができる。
⑥委託先名		(株)NTTデータ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項4		統合宛名システム、申請管理システム(以下、統合宛名システム等)の保守・運用
①委託内容		統合宛名システム等にて行う各種処理
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同様
	その妥当性	統合宛名システム等の保守・運用を委託するため、システムで管理される全対象が範囲となる。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☒] 専用線 [] 電子メール [☒] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☒] その他 (庁内のセキュリティが担保された場所で作業を行う。)
⑤委託先名の確認方法		姫路市情報公開条例(平成14年3月27日 条例第3号)に基づく開示請求を行うことで確認ができる。
⑥委託先名		富士通Japan(株)
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託申出書及び従事者名簿を提出させ、申出が適切で合理的な理由であれば再委託承諾書にて許諾し、従業者から個人情報取扱いに関する誓約書を提出させる。
	⑨再委託事項	統合宛名システム等の保守・運用業務における作業担当として、技術支援作業を行う。

委託事項5		課税資料イメージ管理システムの保守運用	
①委託内容		課税資料イメージ管理システムの保守運用を行う。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書に記載された納税義務者と被扶養者	
	その妥当性	専門的知識を有するイメージ管理システムの開発業者に保守運用を委託する。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人未満	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☒ 専用線 ☐ 電子メール ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (庁内のセキュリティが担保された場所で作業を行う。)	
⑤委託先名の確認方法		姫路市情報公開条例(平成14年3月27日 条例第3号)に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名		(株)ジェイエスキューブ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項6～10	
委託事項6	
個人住民税課税資料受付整理点検業務	
①委託内容	
本市に提出される課税資料の受付・整理・点検を行う。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	
	＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 〔 特定個人情報ファイルの一部 〕
対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 〔 10万人以上100万人未満 〕
	対象となる本人の範囲 ※
	その妥当性
③委託先における取扱者数	
＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 〔 10人以上50人未満 〕	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	
〔 〕専用線 〔 〕電子メール 〔 〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) 〔 〕フラッシュメモリ 〔 ○ 〕紙 〔 〕その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	
姫路市情報公開条例(平成14年3月27日 条例第3号)に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名	
入札による業者選定	
再委託	⑦再委託の有無 ※
	⑧再委託の許諾方法
	⑨再委託事項
委託事項11～15	
委託事項16～20	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☒] 提供を行っている (63) 件 [☒] 移転を行っている (15) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号 情報連携主務省令第2条表に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び情報連携主務省令
②提供先における用途	情報連携主務省令第2条表に定める事務
③提供する情報	情報連携主務省令における地方税に関する特定個人情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	情報連携主務省令における地方税に関する特定個人情報に係る本人の範囲
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークを通じて、特定個人情報の提供依頼があった都度。
提供先2～5	
提供先2	教育委員会学校指導課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、第2項、第19条第11号 姫路市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下姫路市番号利用条例という)第5条
②提供先における用途	就学援助、就学奨励、高校授業料等徴収事務に関する事務
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (統合宛名システムとの連携により提供 ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	業務上で必要な都度

提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	国民健康保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項
②移転先における用途	国民健康保険事務、国民年金事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （ 統合宛名システムとの連携により移転 ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	年1回（5月当初課税分） 月1回（6月～翌年4月 更正分）

移転先2～5	
移転先2	後期高齢者医療保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項
②移転先における用途	後期高齢者医療事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （ 統合宛名システムとの連携により移転 ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	年1回（5月当初課税分） 月1回（6月～翌年4月 更正分）
移転先3	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、第2項、姫路市番号利用条例第4条
②移転先における用途	介護保険事務、高齢者の住宅改造費の助成に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （ 統合宛名システムとの連携により移転 ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	年1回（5月当初課税分） 月1回（6月～翌年4月 更正分）

移転先4	こども支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条第11条
②移転先における用途	児童扶養手当事務、特別児童扶養手当事務、障害児福祉手当事務、母子父子寡婦福祉法による資金の貸付事務、児童手当又は特例給付の支給事務、子育て世帯生活支援特別給付金支給事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 (統合宛名システムとの連携により移転)
⑦時期・頻度	年1回(5月当初課税分) 月1回(6月～翌年4月 更正分)
移転先5	こども保育課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、第2項 姫路市番号利用条例第4条
②移転先における用途	保育所の入所申請事務、利用者負担額の算定に伴う家計の主宰者の判断に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 (統合宛名システムとの連携により移転)
⑦時期・頻度	業務上で必要な都度

移転先6～10	
移転先6	障害福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、第2項 姫路市番号利用条例第4条
②移転先における用途	障害児に係る給付に関する事務、特別障害者手当・障害児福祉手当業務、身体障害者・知的障害者に係る障害福祉サービスまたは施設への入所措置事務、障害者総合支援法に関する事務、障害者の福祉金の支給に関する事務、兵庫県心身障害者扶養共済制度の運営に関する事務、重度障害者の介護手当の支給に関する事務、障害者の住宅改造費の助成に関する事務、軽・中度難聴児の補聴器購入費等の助成に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （ 統合宛名システムとの連携により移転 ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	業務上で必要な都度
移転先7	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、第2項 姫路市番号利用条例第4条
②移転先における用途	小児慢性特定疾病医療費助成事務、小児慢性特定疾病児童等の日常生活支援用具給付事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税関係情報
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （ 統合宛名システムとの連携により移転 ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	業務上で必要な都度

移転先8	生活援護室
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条第11条
②移転先における用途	生活保護事務、低所得世帯に対する価格高騰生活支援給付金支給事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （ 統合宛名システムとの連携により移転 ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	業務上で必要な都度
移転先9	住宅課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、第2項、姫路市番号利用条例第4条
②移転先における用途	公営住宅管理事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （ 統合宛名システムとの連携により移転 ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	業務上で必要な都度

移転先10	福祉総務課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、姫路市番号利用条例第4条
②移転先における用途	高齢期移行・重度障害者・高齢重度障害者・母子家庭等・こどもの医療助成事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （ 統合宛名システムとの連携により移転 ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	業務上で必要な都度
移転先11～15	
移転先11	保健所健康課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項
②移転先における用途	未熟児養育医療給付事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （ 統合宛名システムとの連携により移転 ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	業務上で必要な都度

移転先12	高齢者支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項
②移転先における用途	介護予防・日常生活支援総合事業事務、老人ホームの入退所等措置事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☒] その他 (統合宛名システムとの連携により移転)
⑦時期・頻度	業務上で必要な都度
移転先13	保健所防疫課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項
②移転先における用途	感染症医療費公費負担事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☒] その他 (統合宛名システムとの連携により移転)
⑦時期・頻度	業務上で必要な都度

移転先14	子育て支援室
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、第2項 番号利用条例第4条
②移転先における用途	子育て短期支援事業に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	1万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （ 統合宛名システムとの連携により移転 ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	業務上で必要な都度
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		＜姫路市の措置＞ ・入退室管理を行っているサーバ室に設置したサーバ内に保管する。 ・サーバ室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバ室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。 ・データの不正持込・持出禁止を規定している。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバはクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・マイナポータル申請管理から取得したデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・基幹システムにデータを移動するための外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。											
	②保管期間 期間 その妥当性	＜選択肢＞ <table><tr><td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr><tr><td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr><tr><td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr><tr><td colspan="3">10) 定められていない</td></tr></table> [6年以上10年未満] 税法で定められた更正期間に対応するため。	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
		＜姫路市の措置＞ ②で定めた保存期間を超えたデータについて、システム上一括で消去する。(データベースから物理的に削除する) 保存期間を経過したデータは、パッケージ機能にて対象者情報を消去する機能を有する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は姫路市からの操作によって実施される。姫路市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等に従って確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、姫路市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。											

③消去方法	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は姫路市からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打ち出し後、速やかに完全消去する。 ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・事務手続きごとに定められた保管期間を超過した申請管理システムデータを、バッチ処理によりデータベースから消去する。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。
7. 備考	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

宛名・課税管理情報

1. 更新年月日、2. 更新時刻、3. 更新職員番号、4. 更新端末ID、5. 更新アクセスコード、6. 更新プログラムID、7. 前回更新年月日、8. 前回更新時刻、9. 前回更新職員番号、10. 前回更新端末ID、11. 前回更新アクセスコード、12. 前回更新プログラムID、13. 削除フラグ、14. 排他フラグ、15. 自治体識別コード、16. 課税年度、17. 宛名番号、18. 自治体コード、19. 履歴番号、20. 世帯番号、21. 続柄コード、22. 生年月日、23. 前年12月31日年齢、24. 本年1月1日年齢、25. 性別コード、26. 個人法人詳細区分、27. 個人基本種別コード、28. 個人基本廃止理由コード、29. 翌年廃止理由コード、30. 前年死亡フラグ、31. 外字フラグ、32. 通称名優先区分、33. 在留の資格コード、34. 在留期間開始日、35. 在留期間終了日、36. カナ氏名、37. 検索カナ氏名、38. 漢字氏名、39. カナ通称名、40. 漢字通称名、41. 市内市外区分、42. 市外住所コード、43. 住所自治体コード、44. 住所町名コード、45. 住所番地コード、46. 住所枝番コード、47. 住所小枝番コード、48. 住所枝番3コード、49. 住所番地編集区分、50. 住所、51. 方書、52. 宛名異動日、53. 宛名異動理由コード、54. 住民日、55. 住定日、56. 消除日、57. 納税者番号、58. 本人障害区分、59. 生活扶助区分、60. 個人基本寡分区分、61. 個人基本勤学区区分、62. 無申告調査結果コード、63. 無申告調査結果内容、64. 特記コード、65. 特記情報、66. 翌年申告書発送区分、67. 住登地登録フラグ、68. 生活扶助開始日、69. 生活扶助廃止日、70. 無申告調査コード、71. 住民税申告書通知日、72. 催告通知書通知日、73. 最終催告通知書通知日、74. 住登地市外住所コード、75. 住登地住所、76. 住登地方書、77. 基礎年金番号、78. 基礎年金番号付設レベル、79. 年金保険者番号、80. 年金コード、81. 扶養関連者区分、82. 扶養関連者種別コード、83. 扶養関連者宛名番号、84. 扶養関連者自治体コード、85. 扶養関連者状態区分、86. 扶養関連者異動事由コード、87. 否認理由コード、88. 指定番号、89. 収納指定番号、90. 関連指定番号、91. 総括表区分、92. 納入書区分、93. 媒体区分、94. 納期特例区分、95. 納期特例開始年月、96. 納期特例終了年月、97. 事業所廃止理由、98. 廃止年月日、99. 指定番号変更年月、100. 収納指定番号変更年月、101. 普徴事業所区分、102. 特徴税額通知書出力区分、103. 受取方法、104. 通知先アドレス、105. 通知先アドレス更新日、106. 新年度媒体区分、107. 新年度受取方法、108. 新年度通知先アドレス、109. 新年度通知先アドレス更新日、110. 資料種別コード、111. 総括表資料番号、112. 月別人数、113. 月割額、114. バッチ締めフラグ、115. 宛名履歴番号、116. 最終個人番号、117. 個人番号、118. 従業員状態区分、119. 異動日、120. 登録区コード、121. 資料番号、122. 資料廃止理由コード、123. 給報種別コード、124. 入力カナ氏名、125. 入力生年月日、126. 入力西暦生年月日、127. 入力性別コード、128. 宛名付設コード、129. 資料収入種別コード、130. 事業所家屋敷区分、131. 受給者番号、132. 控配区分、133. 扶養障害、134. 夫あり区分、135. 未成年者区分、136. 老年者区分、137. 寡分区分、138. 勤労学生区分、139. 均等割区分、140. 乙欄区分、141. 死亡退職区分、142. 災害者区分、143. 外国人区分、144. 就職退職区分、145. 就職退職年月日、146. 年調未済区分、147. 摘要欄、148. 配偶者氏名、149. 配偶者生年月日、150. 扶養親族、151. 扶養親族生年月日、152. 扶養親族控除額、153. 専従者氏名、154. 専従者生年月日、155. 専従者給与額、156. 確申青白区分、157. 専従配偶有無フラグ、158. 専従その他、159. 本人専従区分、160. 特例適用条文コード、161. 徴収希望コード、162. 別居の控配扶養親族フラグ、163. 事業税開廃業区分、164. 事業税開廃業年月日、165. 個人基本履歴番号、166. 併合結果徴収区分、167. 優先資料番号、168. 特徴優先資料番号、169. 資料併合済フラグ、170. 特定居住損区分、171. 資料連絡箋出力対象フラグ、172. 資料連絡箋出力理由コード、173. エラーメッセージID、174. 警告メッセージID、175. 租税条約区分、176. 住宅借入金等特定取得区分、177. 申告別状態区分、178. 医療費特例控除区分、179. 所得金額調整控除適用フラグ、180. 自動生成フラグ、181. オンバッチ区分、182. 所得控除件数、183. 住宅借入金等特別控除区分、184. 連番、185. 所得控除コード、186. 所得控除額、187. 徴収区分、188. 課税区分、189. 特定扶養、190. 内同居老親、191. 老人扶養、192. その他扶養、193. 同居特別障害、194. 特別障害、195. その他障害、196. 非課税コード、197. 所得割非課税措置フラグ、198. 優先資料種別コード、199. 更正事由コード、200. 更正補足コード、201. 更正事由強制メッセージ、202. 異動戻り先履歴番号、203. 減免理由コード、204. 減免区分、205. 減免割合、206. 異動年月日、207. 開始月期、208. 済月期、209. 事業所基本履歴番号、210. 事業所課税履歴番号、211. 特徴締めフラグ、212. 普徴締めフラグ、213. 所得割調整フラグ、214. 平均課税適用フラグ、215. 外国税額控除適用フラグ、216. 同居特種控配フラグ、217. 扶養関連者解除フラグ、218. 事業所家屋敷課税区分、219. 元老非該当フラグ、220. 充当該当フラグ、221. 年度間減額措置フラグ、222. 年金特徴対象フラグ、223. 申告書提出フラグ、224. 移行不整合フラグ、225. 移行前履歴番号、226. 居住開始年月日、227. 月割額、228. 在籍指定番号、229. 在籍個人番号、230. 調定年度、231. 期割実績フラグ、232. 期割額、233. 登録年度、234. 異動届課税年度、235. 給与支払額、236. 社会保険料額、237. 退職金額、238. 勤続年数、239. 届出日、240. 賦課履歴番号、241. 特普区分、242. 確定フラグ、243. 期割充当額、244. 異動メモ内容、245. 通知書番号、246. 証明年度、247. 発行自治体コード、248. 支所コード、249. 証明書番号、250. 証明書区分、251. 使用目的区分、252. 宛先識別番号、253. 資料履歴番号、254. 送付通知書区分、255. 個人送達履歴コード、256. 異動区分、257. 通知書番号等、258. 出力履歴、259. 通知日、260. 事業所履歴番号、261. 従業員宛名番号、262. 事業所送達履歴コード、263. 扶養関連者賦課履歴番号、264. 扶養関連者資料種別コード、265. 扶養関連者資料番号、266. 扶養関連者資料履歴番号、267. 回数割実績フラグ、268. 年金特徴中止区分、269. 年金特徴済月、270. 年金特徴管理更新フラグ、271. 年金特徴管理異動事由、272. タイムスタンプ日付、273. タイムスタンプ時刻、274. 資料種別、275. CSVファイル名、276. XMLファイル名、277. 利用者識別番号、278. 余白、279. 新年度用宛名番号、280. 郵便番号、281. カナ住所、282. 漢字住所、283. 年金保険者用整理番号2、284. 状態区分、285. 対象者通知区分、286. 対象者通知受入処理日、287. 税額通知区分、288. 特徴依頼処理日、289. 特徴依頼処理結果区分、290. 特徴依頼処理結果受入処理日、291. 停止依頼区分、292. 停止依頼月、293. 停止依頼処理日、294. 停止依頼処理結果区分、295. 停止依頼結果受入処理日、296. 回数割額、297. 特徴処理結果区分、298. 異動事由、299. 税額変更等依頼区分、300. 税額変更等依頼処理日、301. 税額変更等依頼処理結果区分、302. 税額変更等依頼結果受入処理日、303. 停止年月、304. 年金額、305. 介護納付額、306. 国保納付額、307. 後期高齢納付額、308. 納付額総合計、309. 納税者個人番号、310. 納税者宛名番号、311. 納税者入力西暦生年月日、312. 納税者入力カナ氏名、313. 納税者入力氏名、314. 納税者個人番号確認区分、315. 給与支払者番号、316. 納税者住基CS問い合わせ区分、317. 控除対象配偶者個人番号、318. 控除対象配偶者宛名番号、319. 控除対象配偶者入力西暦生年月日、320. 控除対象配偶者入力カナ氏名、321. 控除対象配偶者入力氏名、322. 控除対象配偶者個人番号確認区分、323. 扶養親族個人番号、324. 扶養親族宛名番号、325. 扶養親族入力西暦生年月日、326. 扶養親族入力カナ氏名、327. 扶養親族入力氏名、328. 扶養親族個人番号確認区分、329. 専従者個人番号、330. 専従者宛名番号、331. 専従者入力西暦生年月日、332. 専従者入力カナ氏名、333. 専従者入力氏名、334. 専従者個人番号確認区分、335. 所得金額調整個人番号、336. 所得金額調整宛名番号、337. 所得金額調整入力西暦生年月日、338. 所得金額調整入力カナ氏名、339. 所得金額調整入力氏名、340. 所得金額調整続柄、341. 所得金額調整障害区分、342. 所得金額調整別居区分、343. 所得金額調整個人番号確認区分、344. 所得金額調整確認区分、345. 番号体系、346. 統合宛名番号、347. 基幹系登録区、348. 特定個人情報報コード、349. データセット識別項目コード、350. データセットレコードのキー、351. 版番号、352. 親データセットレコードのキー、353. 確定時点、354. 修正日時、355. 公開開始日、356. 公開終了日、357. 情報提供者部署コード、358. 情報提供者ユーザID、359. 総所得金額等、360. 合計所得金額、361. 総所得金額、362. 給与所得額、363. 給与収入額、364. 給与専従者収入額、365. 雑所得額総合、366. 公的年金等所得額、367. 公的年金等収入額、368. 公年以外総合課税、369. 事業所得額、370. 営業等所得額、371. 農業所得額、372. 特例肉用牛所得額、373. 不動産所得額、374. 利子所得額総合、375. 配当所得額総合、376. 譲渡所得額総合、377. 総合長期譲渡特控前、378. 総合長期譲渡特控額、379. 総合短期譲渡特控前、380. 総合短期譲渡特控額、381. 一時所得額総合、382. 山林所得額、383. 退職所得額総合、384.

譲渡所得額分離、385. 分離長期譲渡特控前、386. 分離長期譲渡特控額、387. 分離短期譲渡特控前、388. 分離短期譲渡特控額、389. 株式等譲渡所得額分離、390. 未公開株式等譲渡所得、391. 上場株式等譲渡所得、392. 上場株式等配当等分離、393. 先物取引雑所得分離、394. 条約適用利子等の額、395. 条約適用配当等の額、396. 特例適用利子等の額、397. 特例適用配当等の額、398. 繰越控除額、399. 純損失繰越控除額、400. 居財譲渡損失繰越控除額、401. 特居財譲渡損失繰越控除額、402. 上株等譲渡損失繰越控除額、403. 特殊等譲渡損失繰越控除額、404. 先物決済損失繰越控除額、405. 雑損失繰越控除額、406. 雑損控除額、407. 医療費控除額、408. 小規模共済等掛金控除、409. 社会保険料控除額、410. 生命保険料控除額、411. 地震保険料控除額、412. 配偶者特別控除額、413. 配偶者控除等、414. 扶養控除、415. 一般、416. 特定、417. 老人、418. 同老、419. 16歳未満扶養者数、420. 障害者控除、421. 普障、422. 特障、423. 同特、424. 控除対象配偶者、425. 控除対象障害者、426. 控除対象寡フ、427. 控除対象勤労学生、428. 扶養控除対象、429. 16歳未満扶養親族、430. 専従者控除額、431. 所得控除合計額、432. 課税所得額課税標準額、433. 市税額控除前所得割額、434. 市調整控除額、435. 市調整額、436. 市町村住借金等特控額、437. 市住借金特控額移譲前、438. 市町村寄付金控除、439. 市寄附金控除額移譲前、440. 市町村外国税控除額、441. 市町村配当控除額、442. 市配当割譲渡割控除額、443. 市町村所得割額、444. 市所得割額移譲前、445. 市町村均等割額、446. 都道府県所得割額、447. 都道府県均等割額、448. 居住用損失額、449. 市町村所得割額減免前、450. 市町村均等割額減免前、451. 減免税額、452. 所得税確申提出有無、453. 住民税申告書提出有無、454. 住民登録外課税有無、455. 住登外者課税地自治体、456. 連携対象区分、457. 確認区分、458. 変更区分、459. 副本データ送信状態区分、460. ショブネットID、461. ユーザ領域、462. 異動の事由、463. 異動の事由コード、464. 異動後の未徴収税額の徴収方法、465. 異動後指定番号、466. 異動後受給者番号、467. 異動前指定番号、468. 回送先自治体コード、469. 確定申告還付フラグ、470. 確定申告損失フラグ、471. 確定申告日、472. 確定申告分離フラグ、473. 寄附先自治体コード、474. 給与支払者の個人番号法人番号、475. 系統区分、476. 計算エラーメッセージID、477. 計算警告メッセージID、478. 月割充当額、479. 現受給者番号、480. 個人法人区分、481. 更正強制、482. 合併前自治体コード、483. 市税事務所コード、484. 氏名フリガナ、485. 次年度市申送、486. 次年度事業所廃止理由、487. 住控適用数、488. 住宅借入金等特別控除区分2、489. 出力順位、490. 処理状態区分、491. 所得金額調整控除対象フラグ、492. 所得控除の適用順序、493. 新しい勤務先の指定番号、494. 新しい勤務先判別コード、495. 新受給者番号、496. 申告支援システム連携フラグ、497. 税額通知書宛名番号、498. 専従者一続柄、499. 送付希望区分、500. 帳票ID、501. 徴収済額終了年月、502. 訂正区分、503. 電話番号、504. 同配区分、505. 特別控除対象配偶者フラグ、506. 特別徴収開始月、507. 特別徴収義務者コード、508. 年少扶養、509. 年度区分、510. 納期限変更フラグ、511. 納期特例前月割額、512. 納税者ID、513. 納入開始月、514. 納入月、515. 配偶者一被扶養者の国外居住、516. 配特区分、517. 番号連携SV公開開始日、518. 番号連携SV公開終了日、519. 被扶養専従者区分、520. 被扶養専従者特定区分、521. 非課税人数、522. 扶養区分、523. 扶養親族一年少、524. 扶養専従主宛名番号、525. 普徴切替理由、526. 普通徴収納付済期、527. 普通徴収納付済期区分、528. 賦課減免該当フラグ、529. 賦課特徴該当フラグ、530. 賦課年金特徴該当フラグ、531. 賦課普徴該当フラグ、532. 返戻有無フラグ、533. 補助使用領域、534. 法定調査区分

収納・過誤納管理情報

1. カナ金融機関名、2. カナ支店名、3. 宛先識別番号、4. 宛名番号、5. 延滞金仮消込額、6. 延滞金過誤納額、7. 延滞金過誤納処理中額、8. 延滞金計算日、9. 延滞金減免区分、10. 延滞金執行日、11. 延滞金収入額、12. 延滞金収入件数、13. 延滞金調定額、14. 延滞金未納額、15. 加算金通知書発行日、16. 課税年度、17. 過誤納還付加算金分、18. 過誤納金額、19. 過誤納区分、20. 過誤納状態区分、21. 過誤納発生日、22. 過誤納番号、23. 過誤納本税分、24. 過誤納納区分、25. 回数、26. 確認番号、27. 括束番号、28. 括束連番、29. 完納日、30. 還付延滞金加算金、31. 還付加算金、32. 還付加算金計算区分、33. 還付金額、34. 還付支払日、35. 還付支払予定日、36. 還付充当通知書発行日、37. 還付請求日、38. 還付先宛名番号、39. 還付方法、40. 還付本税加算金、41. 還付理由自由入力、42. 期月、43. 期別、44. 金融機関コード、45. 金融機関名、46. 繰越年度、47. 決裁書発行日、48. 決裁書番号、49. 決裁日、50. 月別、51. 現年滞繰区分、52. 公示フラグ、53. 公示日、54. 公示入力日、55. 口座種別、56. 口座番号、57. 口座名義人カナ、58. 口座名義人漢字、59. 更新アクセスコード、60. 更新プログラムID、61. 更新時刻、62. 更新職員番号、63. 更新端末ID、64. 更新年月日、65. 更正決定通知日、66. 最終収入日、67. 最終領収日、68. 歳入還付支払日、69. 歳入還付支払日、70. 歳入歳出区分、71. 歳入年度、72. 指定納期限、73. 支店名、74. 事業年度開始日、75. 事業年度終了日、76. 時効予定日、77. 自治体コード、78. 取消区分、79. 収入日、80. 収納種別、81. 充当執行日、82. 充当処理日、83. 所得税更正通知日、84. 除算期間開始日、85. 除算期間終了日、86. 消込延滞金、87. 消込金額、88. 消込本税額、89. 申告区分、90. 申告連番、91. 税目コード、92. 前回更新アクセスコード、93. 前回更新プログラムID、94. 前回更新時刻、95. 前回更新職員番号、96. 前回更新端末ID、97. 前回更新年月日、98. 前納報奨金、99. 滞繰調定本税、100. 調査票出力年月日、101. 調査番号、102. 調定年月、103. 調定年度、104. 通知時還付方法、105. 通知書種別、106. 通知書番号、107. 低率終了日、108. 店舗コード、109. 督促公示日、110. 督促取消日、111. 督促状停止理由コード、112. 督促状発行日、113. 督促停止区分、114. 督促納期、115. 年調定額、116. 納期限、117. 納付額、118. 納付区分、119. 納付番号、120. 不納欠損区分、121. 不納欠損事由コード、122. 不納欠損処理日、123. 不納欠損本税、124. 分納有無フラグ、125. 文書作成日、126. 文書発行日、127. 返戻年月日、128. 返戻理由コード、129. 法定納期限、130. 法定納期限等、131. 本税仮消込額、132. 本税過誤納額、133. 本税過誤納処理中額、134. 本税収入額、135. 本税収入件数、136. 本税調定額、137. 本税未納額、138. 履歴番号、139. 領収日、140. 個人番号、141. 法人番号

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
個人住民税ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	1 本人からの入手 ・窓口での申請や申告受付時には、個人番号カードなどの身分証明書で本人確認を厳密に行う。 ・申請書等については、必要な者以外の情報を記載しないように、わかりやすい記載要領を作成する。 2 庁内他部署、他団体、事業所からの入手 ・他の機関や庁内連携により入手する場合には、税総合システムに保有している情報と突合し、チェックを行い、対象者以外の情報は入手できない仕組みになっている。 3 eLTAXからの入手 (1)本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。） 地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けられないようにシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続きの際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすましでないかの確認・検証ができる。 また、利用届出や申告データ等に記載された提出先により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルサイト(eLTAX)から取得できる情報をシステムで制御している。 (2)公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） 公的年金等支払者から提出された情報に記載された提出先により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルサイト(eLTAX)から取得できる情報をシステムで制御している。 (3)国税庁、他市区町村 国税連携システム(eLTAX)は、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて国税庁及び他地方公共団体としか繋がっていないことから、国税庁及び他市区町村から送信される情報以外は入手できない。 (4)マイナポータル申請管理における措置 マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 (5)申請管理システムにおける措置 申請データを受理する際に、個人を識別する情報に基づきデータの整合性をチェックし、申請されたデータが対象者のものであるかを確認する。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	1 本人からの入手 ・申告書等については、法令で定められた記載項目とし、必要な情報以外は入手できないようにしている。 ・窓口での申請や申告受付時には、必要な情報以外は記載しないように記載例を設け、案内をおこなう。 ・不必要な情報が提供されれば、返還をおこない、受け取らないようにする。 2 庁内他部署、他団体、事業所からの入手 ・システム上、個人住民税業務に必要な情報のみが更新、管理できるため、それ以外の情報は保有できない仕組みになっている。 3 eLTAXからの入手 ・審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)では、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手することを防止している。 ・個人住民税申告ポータルにおける措置 住民が個人住民税申告ポータルの画面の誘導に従い申請フォームに必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・申請管理システムにおける措置 システム上、個人住民税業務に必要な情報のみを取得し、それ以外の情報は取得できない仕組みになっている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	1 本人からの入手 ・申告書等に特定個人情報情報を課税資料として使用する旨の説明文を記載する。 2 庁内他部署、他団体、事業所からの入手 ・提出された情報について、税総合システムでの4情報とのチェックをおこない、確認した上で更新する。 ・既存の税総合システムで確認できない場合は、統合宛名システムにより確認を行い、本市で確認できない場合は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して確認を行う。 3 eLTAXからの入手 (1)本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) ・申告等の手続きを行う者が、地方税法等の規定に基づき申告書等を提出する際には、法令等において手続きに必要な事項を規定した様式を示していることから、申告等の手続きを行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することとなる。 (2)国税庁、他市区町村 ・特定個人情報の入手元である国税庁及び他の市区町村は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行う。 (3)個人住民税申告ポータルにおける措置 ・住民が個人住民税申告ポータルから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが発信される。 ・個人住民税申告ポータルの画面の誘導において住民に理解してもらいながら操作をしていただくことで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 (4)申請管理システムにおける措置 ・申請データは、マイナポータル申請管理以外の方法では入手はできない。 ・利用者権限を設定することによって、システムを利用する職員を限定している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	1 本人からの入手 ・窓口において、対面で、通知カード、個人番号カードなどの本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・官公署発行の顔写真付きの身分証明書の提示を求め本人確認を行う。 2 eLTAXからの入手 (1)本人又は本人の代理人 ・番号法施行規則第3条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに掲げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより確認する。 (2)給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)、国税庁 ・特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の本人確認は「(1)本人又は本人の代理人」と同様である。) (3)他市区町村 ・国税連携システム(eLTAX)で他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の本人確認は「(1)本人又は本人の代理人」と同様である。) (4)個人住民税申告ポータルにおける措置 ・住民が個人住民税申告ポータルからマイナポータル申請管理へ個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した本市は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。

個人番号の真正性確認の措置の内容	1 本人からの入手 ・個人番号カードなどの本人確認書類の提示を受け、統合宛名システムと照合することにより、個人番号の真正性確認を行う。 ・提出された個人番号と統合宛名システムで保有している情報に相違がある場合については、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して確認を行う。 2 庁内他部署、他団体、事業所からの入手 ・提出された個人番号を統合宛名システムで照合することにより、個人番号の真正性確認を行う。 3 eLTAXからの入手分(eLTAXからの入手分) (1)本人又は本人の代理人 ・税務システムは、統合宛名システムと連携して個人番号を保有しており、申告データ等を審査システム(eLTAX)から税務システムに登録する際に、真正性確認をする。 (2)給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)、国税庁 ・特定個人情報入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の真正性確認は「(1)本人又は本人の代理人」と同様である。) (3)他市区町村 ・国税連携システム(eLTAX)で他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の真正性確認は「(1)本人又は本人の代理人」と同様である。)
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	1 本人、庁内他部署、他団体、事業所からの入手 ・入手した情報については、提出された申告書などと確認を行い、税総合システムに取り込む。 ・入手した情報に変更が無いが定期的に税総合データと統合宛名データとのチェックを行う。 ・入手した情報に変更が生じた場合は、適宜修正を行う。 2 eLTAXからの入手分(eLTAXからの入手分) (1)本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) ・審査システム(eLTAX)は、地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付を行った情報を原本として保存するシステムであるため、受領した情報をそのまま保管する必要がある。 (2)国税庁 ・正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。 (3)他市区町村 ・国税連携システム(eLTAX)で他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。 (4)個人住民税申告ポータルにおける措置 ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4： 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	1 本人からの入手 ・窓口では、申告内容が他者の目に触れないよう、仕切り板で遮断している。 2 庁内他部署、他団体、事業所からの入手 ・庁内での情報連携については、外部からは直接接続できないようなシステムで運用している。 ・郵送での申告書送付については、返信用封筒に市役所名担当課名を記載しており、確実に返送されるようにしている。 3 eLTAXからの入手分 (1)本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。） ・申告等の手続きを行う者から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までのインターネット回線については、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から審査システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 (2)公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） ・公的年金等支払者から、地方税共同機構までは、施錠した容器に収納の上、輸送により又は持参により、暗号化された情報が記録されたDVDを受領している。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から審査システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信を行っている。 なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)が取得したDVDは、施錠した容器に収納の上、輸送により、公的年金等支払者に返却している。 (3)国税庁、他市区町村 ・国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 (4) マイナポータル申請管理における措置 ・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 (5) 申請管理システムにおける措置 ・マイナポータル申請管理から申請管理システムに情報連携する際は、LGWAN回線を用いた連携とするなど、外部からの盗聴、漏えい等が起こらない対策を施している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			
3. 特定個人情報の使用			
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	・統合宛名システムは、個人番号利用業務以外または個人番号を必要としない業務から住民情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。 ・統合宛名システムへは、権限のない者の接続を認めない。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・税総合システムについては、業務に関係のない情報が保有できない仕様となっている。 ・税総合システムは、権限のない者については接続できないように制限されている。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	(1) マイナポータル申請管理における措置 ・マイナポータル申請管理をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。 (2) 申請管理システムにおける措置 ・申請管理システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。 (3) その他システムにおける措置 ・ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。 ・認証後は、ユーザ毎に利用可能な機能を制限している。 ・パスワードについては、定期的に変更することを義務付けている。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	(1) マイナポータル申請管理、申請管理システムにおける措置 ① 発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ② 失効の管理 ・定期的又は異動、退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動、退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 (2) その他システムにおける措置 ・人事異動があった場合や権限変更があった場合には書面にて決裁し、税総合システムに反映させている。 ・ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更または削除する。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・定期的にユーザーID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザーID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザーIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。	
特定個人情報情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・端末から参照、更新した場合のアクセスログを記録している。 ・記録項目: 処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、4情報 ・バックアップされた操作履歴は定められた期間、保管する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・各システムへアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体に各システムから取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 ・アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。 ・職員に対し、情報セキュリティ研修を行い、定期的に情報セキュリティに関する自己点検を行わせる。 ・委託業者に従業者に対するセキュリティ教育を義務付ける。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・事務端末には特定個人情報ファイルが保存されない仕組みとなっている。 ・税総合システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできる。 ・特定個人情報ファイルについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、特定個人情報ファイルについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるようシステムの制御する。 ・外部記憶媒体に各システムから取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・スクリーンセーバを利用し、長時間にわたり、端末機に個人情報を表示させないようにする。 ・端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に設置する。 ・個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる最低限の範囲にとどめる。		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	・業務委託入札参加者審査委員会や契約締結の決裁を行う中で委託先の社会的信用と能力を確認している。 ・また、委託業者の業者登録内容が有効か適時確認している。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・作業者を限定するために、委託業者から実施体制及び名簿を提出させる。 ・委託作業者に個人情報保護に係る誓約書を提出させる。 ・誓約書提出者に対し、税総合システム上の操作権限を与える。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・作業端末へのログイン記録や統合宛名システム保守における作業記録を残している。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・原則、委託先から他者への提供を禁止している。 ・再委託の場合には、委託先と同様の安全管理措置を遵守するよう義務付けている。 ・委託契約の調査報告条項に基づき、必要があると認めるときは調査を行い、または報告を求める。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・システム運用、開発業務について、委託先へ特定個人情報を提供する際には、庁内ネットワークから持ち出す場合は、暗号化した上で提供している。また委託先へのデータ搬送が必要な場合は、施錠可能なケースに電子媒体を格納した上で実施することを義務付けている。 ・データ入力業務については、特定個人情報記載された紙の申告書等を取扱うため、複写、複製を禁止し、施錠された状態で保管し、入退出管理措置のとれた場所での作業を契約上で義務付け、データ收受時には、受払管理簿で件数等の確認を行っている。 ・個人情報等の適正管理についての誓約書を委託先から提出させている。 ・委託契約の調査報告条項に基づき、必要があると認めるときは調査を行い、または報告を求める。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・システム運用、開発業務委託に関しては、データのバックアップは保管期間が過ぎれば、消去する。 ・データ入力業務については、業務終了後にデータ消去を行う。	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている] ＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書に明記している。 1 委託業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らさないこと。業務完了後も同様とする。 2 委託業務が個人情報又は特定個人情報を含むものである場合は、次の各号に掲げる事項を遵守すること。 (1) 委託業務の実施に必要な関係資料(以下「関係資料」という。)及びデータを姫路市が指定した目的以外に使用しないこと。また、第三者に提供しないこと。 (2) 姫路市の許可なくスマートフォン等の情報関連機器を使用するなどし、関係資料及びデータの複写、複製又は加工をしないこと。 (3) 関係資料及びデータを姫路市の指定する場所以外へ持ち出さないこと。 (4) 委託業務の実施又は管理に関して関係資料及びデータに事故が発生した場合は、受託者の責任において、直ちに姫路市に報告するとともに被害の拡大防止、事実関係の調査、原因の究明等について適切かつ迅速に対応すること。 (5) 委託業務が完了したときは、直ちに関係資料及びデータを姫路市に返還すること。 (6) 委託業務が完了した場合において関係資料及びデータの複写物又は複製物があるときは、当該複写物又は複製物を直ちに姫路市に引き渡すこと。ただし、引き渡すことが適当でないと認められる場合は、姫路市の承認を得て、消去又は廃棄すること。消去又は廃棄する場合には、記録されている内容を判読できないよう必要な措置を講ずること。 (7) 委託業務に従事する者を明確化し、従業員に対して個人情報の適正な取扱いについて必要な事項や個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されることなど個人情報の保護が徹底されるように監督・教育を行うこと。 (8) 受託者が契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるときは、姫路市登録業者指名停止等措置要項に基づいて一定期間指名停止されるとともに指名停止に関する情報が公表されることを十分に認識し、業務を遂行すること。 (9)「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」、「姫路市保有個人情報等の安全管理に関する基本方針」、「姫路市保有個人情報等取扱規程」、「姫路市情報セキュリティポリシー」及び「姫路市電子計算機処理データ保護管理規程」を遵守すること。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分に行っている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か		[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	☐ <選択肢> ☐ 1) 記録を残している ☐ 2) 記録を残していない
具体的な方法	1 統合宛名システム、申請管理システム、税総合システムで提供、移転する分 ・統合宛名システム、申請管理システムを通じて提供や移転を行う場合は、連携時のログ、アクセスログ、収受領システムのタイムスタンプにより確認できる。 ・税総合システムを通じて提供や移転を行う場合も、ログ等での確認ができる。 2 eLTAXで提供する分 (1) 本人又は本人の代理人 ・審査システム(eLTAX)を利用して本人又は本人の代理人へ提供する特定個人情報については、送信日時や送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録をしている。 (2) 給与支払者 ・審査システム(eLTAX)を利用して給与支払者へ提供する特定個人情報については、送信日時や送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録をしている。 (3) 公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) ・審査システム(eLTAX)を利用して公的年金支払者へ提供する特定個人情報については、送信日時や送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録をしている。 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)から公的年金支払者へ情報が記録されたDVDをセキュリティ便に預ける際には、記録している。 (4) 国税庁、他市区町村 ・国税連携システム(eLTAX)を利用して国税庁及び他市区町村へ提供する特定個人情報については、データ登録を行った職員や送信日時、送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録をしている。(記録の保存期間は最大730日)	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	☐ <選択肢> ☐ 1) 定めている ☐ 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	1 統合宛名システム、申請管理システム、税総合システムで提供、移転する分 ・情報の提供・移転を行う場合、利用部署からデータ利用申請を提出させ、データ利用に関し法的根拠等があるかを調査し、許可されればデータ利用が可能となる。 2 eLTAXで提供する分 (1) 本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) ・審査システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 (2) 国税庁、他市区町村 ・国税連携システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	☐ <選択肢> ☐ 1) 特に力を入れている ☐ 2) 十分である ☐ 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	1 統合宛名システム、申請管理システム、税総合システムで提供、移転する分 ・庁内ネットワーク以外での提供・移転が出来ない仕組み。 ・システム連携時のログ、アクセスログ、収受領システムのタイムスタンプを記録しチェックできる仕組み。 2 eLTAXで提供する分 (1) 本人又は本人の代理人、給与支払者 ・審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことはできない。提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には閉域網であるLGWANを用いており、また、提供を受ける者が提供されたデータの確認等をする場合にはインターネット回線を用いているが、地方税ポータルセンタ(eLTAX)に利用者IDとパスワードを用いてログインをし、確認している。これらのデータは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 (2) 公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) ・審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことはできない。提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には閉域網であるLGWANを用いており、データは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)から公的年金支払者にDVDによる提供の場合には、地方税共同機構と公的年金支払者の間で交わされている覚書により、提供方法が定められている。 (3) 国税庁、他市区町村 ・国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。 - また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と市区町村間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	1 統合宛名システム、申請管理システム、税総合システムで提供、移転する分 ・品質やセキュリティが保証されている統合宛名システム、申請管理システム、税総合システムでのみの提供・移転に限定している。 ・提供・移転元の承認を得たデータのみを連携する仕組み。 2 eLTAXで提供する分 (1) 本人又は本人の代理人、給与支払者 ・審査システム(eLTAX)において、特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができないため、決められた情報のみ提供する。また、提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。 (2) 公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) ・審査システム(eLTAX)において、特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができないため、決められた情報のみ提供する。また、提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)からDVDで提供する公的年金等支払者との間は、地方税ポータルセンタ(eLTAX)が提供情報をDVDに記録の上、セキュリティ便により提供している。 (3) 国税庁、他市区町村 ・国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 ・本市と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。本市から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステムの的に担保している。 ・他市区町村との間の情報連携については、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から他市区町村までは、閉域網であるLGWANが利用されているほかは、同様である。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	
[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	1 統合宛名システムにおける措置 (1) 端末操作者の資格情報に基づき、番号法上認められた職務権限を有する職員しか特定個人情報にアクセスできない仕組みのため、安全は確保される。また、情報照会処理については、業務システム側で操作ログを記録しており、目的外の入手が行われていないことを確認している。関係者には、ログ情報により操作者の特定と操作内容が把握できる旨を周知している。 2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 (1) 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 (2) 中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び情報連携主務省令に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	1 統合宛名システムにおける措置 (1) 統合宛名DBと税総合システムは庁内基幹系ネットワークで、中間サーバと統合宛名DBはLGWANで接続される等、外部を排除した限られたネットワーク内での連携となるので安全は確保される。 2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 (1) 中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 (2) 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	1 統合宛名システムにおける措置 (1) 端末操作者の資格情報に基づき、番号法上認められた職務権限を有する職員しか特定個人情報にアクセスできない仕組みのため、安全は確保される。また、情報照会処理については、業務システム側で操作ログを記録しており、目的外の入手が行われていないことを確認している。関係者には、ログ情報により操作者の特定と操作内容が把握できる旨を周知している。 2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 (1) 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 (2) 中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び情報連携主務省令に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	1 統合宛名システムにおける措置 (1)統合宛名DBと税総合システムは庁内基幹系ネットワークで、中間サーバと統合宛名DBはLGWANで接続される等、外部を排除した限られたネットワーク内での連携となるので安全は確保される。 2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 (1)中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 (2)中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報情報が不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容	1 統合宛名システムにおける措置 (1) 中間サーバとの連携は団体内宛名番号で紐づく仕組みのため、入手した特定個人情報情報は正確性が保たれる。 2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 (1) 中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	1 統合宛名システムにおける措置 端末操作者の資格情報に基づき、番号法上認められた職務権限を有する職員しか特定個人情報にアクセスできない仕組みで、既存の権限を超えた情報提供については、担当課からの依頼でデジタル戦略室において許可を出す仕組みのため、安全は確保される。 2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 (1) 中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 (2) 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 (3) 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に結果情報を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 (4) 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 (2) 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 (3) 中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	1 統合宛名システムにおける措置 提供の記録が逐一保存される仕組みが整備された情報提供ネットワークシステムを用いて連携することで、不適切な方法で特定個人情報が提供されることを防止する。 2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 (1) 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 (2) 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 (3) 機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 (4) 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	1 統合宛名システムにおける措置 中間サーバへの連携は適切な頻度で行い、その正確性を担保する。また、情報提供の際は、相手先とその妥当性について検証し、誤った相手に提供してしまうことを防止することが担保されたシステムを国が構築している。 2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 (1)セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。 (2)中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 (2)中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 (3)中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	1 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 (1)情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 (2)情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 (3)情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
1 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 (1)中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (2)情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 (2)中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 (3)中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 (4)特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容 (1) 電子計算機、データを含んだ記録媒体及び帳票の盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。 (2) 停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、電子計算機に無停電電源装置等を付設している。 (3) 火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 (4) システムのバックアップデータを媒体に格納し、遠隔地において保管している。 2 統合宛名システムにおける措置 (1) 入退室管理を行っているサーバ室に設置したサーバ内に保管する。 (2) サーバ室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバ室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。 3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 4 ガバメントクラウドにおける措置 (1) ガバメントクラウドについてはISMAPのリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 (2) 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	

⑥技術的対策	十分にやっている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な対策の内容	1 システムにおける共通の措置 (1)ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 (2)コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは定期的に更新している。 (3)OSには随時パッチ適用を実施している。 2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 (2)中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 (3)導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 (4)中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 (5)中間サーバのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 (6)中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 (7)中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、中間サーバ・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 3 ガバメントクラウドにおける措置 (1)国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 (2)本市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))はガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 (3)クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 (4)クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 (5)本市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 (6)ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 (7)本市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 (8)本市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
⑦バックアップ	十分にやっている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	十分にやっている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—
再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	保管している <選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の保管、管理を行っている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	個人住民税情報については、統合宛名システムとの連携をはかっているため最新の情報が担保されている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	1 本市における措置 (1) 保管期間を過ぎたデータについては、ファイルごと消去している。 (2) 紙媒体についても、保管期間を過ぎたものについては、職員立会いのもと、外部業者による裁断溶解作業を実施している。 2 ガバメントクラウドにおける措置 (1) クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	1 本市における措置 年に1回、評価書の記載内容通りの運用ができていないかを担当部署において自己点検を行う。 2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	1 中間サーバ・プラットフォーム以外における措置 内部監査: 年に1回、組織内に置かれた監査担当により、以下の観点による自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1) 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 (2) 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 3 ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウドについてはISMAPのリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	1 従事者に対する教育・啓発 (1) 職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 (2) 委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する指導を義務付け、秘密保持契約を締結している。 (3) 違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。 2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1) IPA (情報処理推進機構) が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則 (接続運用規程等) や情報セキュリティに関する教育を年次 (年2回) 及び随時 (新規要員着任時) 実施することとしている。	
3. その他のリスク対策		
1 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理 (入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 2 ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する本市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、国がその契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、本市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、本市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年6月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	市民意見の提出手続を定める要綱に基づき、パブリック・コメントによる意見聴取を実施する。パブリック・コメントの実施に際しては、市のホームページ及び市政情報センター、地域事務所、支所、出張所、サービスセンター、一部の公民館にて全文を閲覧できるようにした。
②実施日・期間	令和6年2月8日から同年3月8日までの30日間
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	—
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和6年3月22日
②方法	姫路市情報公開・個人情報保護審査会において、第三者点検を実施した。
③結果	評価書の記載内容は、概ね問題ないとのことで了解を得た。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	姫路市 市民税課 〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地 電話番号 079-221-2266
②請求方法	個人情報の保護に関する法律に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
特記事項	—
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人住民税ファイル
公表場所	姫路市役所ホームページ(インターネット)
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	姫路市 市民税課 〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地 電話番号 079-221-2261
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年9月1日	公表日	2017/9/1	2018/9/1		見直し
平成30年9月1日	I-2-③	宛名システム等	宛名システム等 その他(課税資料イメージ管理システム)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成30年9月1日	I-7-③		税務システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成30年9月1日	I-6-②(別紙1)項番85の2	未規定	第43条の4	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年9月1日	I-6-②(別紙1)項番106	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年9月1日	I-6-②(別紙1)項番120	未規定	第59条の3	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年9月1日	I-7-②	市民税課長 田中 悟志、納税課長 安部 清美	課長	事後	様式変更による
平成30年9月1日	I-別添1	【図の項目名変更】 納税額通知作成 納税通知書封入封緘業務委託先 【備考欄項目変更】 16 税額通知データの送付や委託業者等により納税通知書を封入封緘し、送付を行う。	【図の項目名変更】 納税額通知データ作成 納税通知書印刷封入封緘委託先 【備考欄項目変更】 16 税額通知データの送付や委託業者が納税通知書を印刷して封入封緘し送付を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成30年9月1日	I-別添1	【図の項目名変更】 11 課税資料の整理・点検等、及びデータ入力委託先 【備考欄項目変更】 11 紙媒体で提出された申告情報を委託業者が整理点検し、データ登録する。	【図の項目名変更】 11-② 課税資料のデータ入力委託先 【図の項目名追加】 11-① 課税資料の受付整理点検委託先 【備考欄項目変更】 11-① 紙媒体で提出された申告情報を委託業者が受付・整理・点検する。 11-② 提出された申告情報を委託業者がデータ登録する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年9月1日	II-4-1-④	紙	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) 紙	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年9月1日	II-4-6	個人住民税納税通知書等の封入封緘業務	個人住民税納税通知書等の印刷封入封緘業務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成30年9月1日	II-4-6-①	個人住民税納税通知書、特別徴収税額の決定・変更通知書を製本等し、封入・封緘作業を行う。	個人住民税納税通知書、特別徴収税額の決定・変更通知書を印刷等し、封入・封緘作業を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成30年9月1日	II-4-6-④	紙	紙 その他(LGWAN)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成30年9月1日	II-4-7	個人住民税課税資料整理点検業務	個人住民税課税資料受付整理点検業務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年9月1日	II-4-7-①	本市に提出される課税資料の整理や点検を行う。	本市に提出される課税資料の受付・整理・点検を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年9月1日	VI-1-①	2016/7/1	2018/6/1	事後	
令和1年8月16日	公表日	2018/9/1	2019/8/16		見直し
令和1年8月16日	I-6-②(別紙1)項番117	【項番】 117 【情報照会者】 厚生労働大臣 【別表第2第2欄に掲げる事務】 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 【情報提供者】 市町村長 【別表第2第4欄に掲げる特定個人情報(地方税関係情報)】 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの 【別表第二省令における規定】 未規定		事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年8月16日	I-6-②(別紙1)項番120	【項番】 120	【項番】 119	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年8月16日	II-2-④-別添2	1 宛名管理情報 2 課税管理情報 3 収納レコード 4 過誤納レコード 5 口座振替レコード 6 納税指導者レコード 7 納税指導経過レコード 8 未納明細レコード	宛名・課税管理情報 収納・過誤納管理情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない 項目名の変更・整理を行ったもの
令和1年8月16日	II-4-3	税総合システム開発業務	税総合システム開発・運用業務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年8月16日	II-4-3-①	税総合システムの特定個人情報に関する改修業務	税総合システムの改修・運用・保守業務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年8月16日	Ⅱ-4-3-⑨	プログラム改修	プログラム改修・システム運用保守	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年8月16日	Ⅱ-4-6-⑥	入札による業者選定	トッパン・フォームズ㈱	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年8月16日	Ⅱ-5-提供・移転の有無	[○] 提供を行っている 59件	[○] 提供を行っている 58件	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年8月16日	Ⅱ-5-移転先10	地域福祉課	保健福祉政策課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年8月16日	Ⅵ-1-①	2018/6/1	2019/6/1	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年10月16日	公表日	2019/8/16	2020/10/16		見直し
令和2年10月16日	I-2-1-③	課税資料イメージ管理システム	課税資料イメージ管理システム、証明書交付システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年10月16日	I-2-2-②	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年10月16日	I-2-3-②	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年10月16日	I-5	3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第22条	3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第21条	事後	重要な変更にあたらない(法令の改正)
令和2年10月16日	I-6-②(別紙1)項番20		【項番】 20	事後	重要な変更にあたらない(法令の改正)
令和2年10月16日	I-6-②(別紙1)項番53		【項番】 53	事後	重要な変更にあたらない(法令の改正)
令和2年10月16日	I-6-②(別紙1)項番71	【別表第2 第2欄に掲げる事務】 雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	【別表第2 第2欄に掲げる事務】 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない(法令の改正)
令和2年10月16日	I-6-②(別紙1)項番106	【別表第2 第4欄に掲げる特定個人情報(地方税関係情報)】 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	【別表第2 第4欄に掲げる特定個人情報(地方税関係情報)】 地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない(法令の改正)
令和2年10月16日	I-6-②(別紙1)項番116	【別表第2第2欄に掲げる事務】 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 【別表第二省令における規定】 第59条の2	【別表第2第2欄に掲げる事務】 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 【別表第二省令における規定】 第59条の2の2	事後	重要な変更にあたらない(法令の改正)
令和2年10月16日	I-6-②(別紙1)項番117		【項番】 117 【情報照会者】 厚生労働大臣 【別表第2第2欄に掲げる事務】 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 【情報提供者】 市町村長 【別表第2第4欄に掲げる特定個人情報(地方税関係情報)】 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの 【別表第二省令における規定】 第59条の2の3	事後	重要な変更にあたらない(法令の改正)
令和2年10月16日	I-6-②(別紙1)項番120	【項番】 119	【項番】 120	事後	重要な変更にあたらない(法令の改正)
令和2年10月16日	I-1-②(別添1)図		22 提供	事後	重要な変更にあたらない(記載漏れの追加)
令和2年10月16日	I-1-②(別添1)(備考)3-①	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	重要な変更にあたらない(法人の変更)
令和2年10月16日	I-1-②(別添1)(備考)3-①	地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	重要な変更にあたらない(法人の変更)
令和2年10月16日	I-1-②(別添1)(備考)4-③	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	重要な変更にあたらない(法人の変更)
令和2年10月16日	Ⅱ-4-2-⑥	(株)さくらケーシーエス	(株)内田洋行	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年10月16日	Ⅱ-4-4-①	地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年10月16日	Ⅱ-4-4-②その妥当性	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年10月16日	Ⅱ-4-4-⑥	NTTデータ	(株)NTTデータ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月16日	Ⅱ-5 提供・移転の有無	【提供件数】 58 【移転件数】 11	【提供件数】 61 【移転件数】 13	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない
令和2年10月16日	Ⅱ-5 移転先12		【移転先12】高齢者支援課 【①】番号法第9条第2項、姫路市番号利用条 例第4条 【②】老人ホームの入退所等措置事務 【③】個人住民税関係情報 【④】1万人未満 【⑤】②の事務の対象者 【⑥】その他(統合宛名システムとの連携により 移転) 【⑦】業務上で必要な都度	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない
令和2年10月16日	Ⅱ-5 移転先13		【移転先13】地域包括支援課 【①】番号法第9条第2項、姫路市番号利用条 例第4条 【②】介護予防・日常生活支援総合事業事務 【③】個人住民税関係情報 【④】1万人未満 【⑤】②の事務の対象者 【⑥】その他(統合宛名システムとの連携により 移転) 【⑦】業務上で必要な都度	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない
令和2年10月16日	Ⅲ-2-リスク2	【リスクに対する措置の内容2】 チェックを行い	【リスクに対する措置の内容2】 チェックを行い	事後	重要な変更にあたらない(誤 字の訂正)
令和2年10月16日	Ⅲ-2-リスク4	【リスクに対する措置の内容3-(2)】 一般社団法人地方税電子化協議会	【リスクに対する措置の内容3-(2)】 地方税共同機構	事後	重要な変更にあたらない(法 人の変更)
令和2年10月16日	Ⅲ-5-リスク1	【ルール内容及びルール遵守の確認方法2- (2)】 番号法施行規則第20条第2号	【ルール内容及びルール遵守の確認方法2- (2)】 番号法施行規則第20条第3号	事後	重要な変更にあたらない(法 令の改正)
令和2年10月16日	Ⅲ-5-リスク2	【リスクに対する措置の内容2-(2)】 一般社団法人地方税電子化協議会	【リスクに対する措置の内容2-(2)】 地方税共同機構	事後	重要な変更にあたらない(法 人の変更)
令和2年10月16日	Ⅲ-5-リスク3	【リスクに対する措置の内容2-(3)】 番号法施行規則第20条第2号	【リスクに対する措置の内容2-(3)】 番号法施行規則第20条第3号	事後	重要な変更にあたらない(法 令の改正)
令和2年10月16日	Ⅵ-1-①	2019/6/1	2020/8/1	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない
令和3年11月30日	公表日	2020/10/16	2021/11/30		評価の再実施
令和3年11月30日	Ⅰ-4-②	適格	的確	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられない
令和3年11月30日	Ⅰ-6-②(別紙1)表題	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	重要な変更にあたらない(法 令の改正)
令和3年11月30日	Ⅰ-6-②(別紙1)項番30		【項番】 30 【情報照会者】	事後	重要な変更にあたらない(法 令の改正)
令和3年11月30日	Ⅰ-6-②(別紙1)項番97	地方税関係情報であって主務省令で定めるも の	地方税関係情報又は住民票関係情報であっ て主務省令で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない(法 令の改正)
令和3年11月30日	Ⅰ-6-②(別紙1)項番102	第50条	未規定	事後	重要な変更にあたらない(法 令の改正)
令和3年11月30日	Ⅰ-6-②(別紙1)項番107	地方税関係情報であって主務省令で定めるも の	地方税関係情報又は住民票関係情報であっ て主務省令で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない(法 令の改正)
令和3年11月30日	Ⅰ-6-②(別紙1)項番121		【項番】 121 【情報照会者】 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律第 10条に規定する特定公的給付の支給を実施 する行政機関の長等 【別表第2第2欄に掲げる事務】 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律に よる特定公的給付の支給を実施するための基 礎とする情報の管理に関する事務であって主 務省令で定めるもの 【情報提供者】 市町村長 【別表第2第4欄に掲げる特定個人情報(地方 税関係情報)】 地方税関係情報であって主務省令で定めるも の 【別表第二省令における規定】 第59条の4	事後	重要な変更にあたらない(法 令の改正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月30日	I-(別添1)事務の内容-(備考)	地方公務員共済組合連合会を經由して地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、東京都職員共済組合、札幌市職員共済組合、川崎市職員共済組合、横浜市職員共済組合、名古屋市職員共済組合、京都市職員共済組合、大阪市職員共済組合、神戸市職員共済組合、広島市職員共済組合、北九州市職員共済組合、福岡市職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員共済組合連合会を經由して地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、東京都職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合連合会	事後	重要な変更にと当たらない(法令の改正)
令和3年11月30日	II-2-④-主な記録項目	[] 障害者福祉関係情報	[O] 障害者福祉関係情報	事前	重要な変更
令和3年11月30日	II-2-④-その妥当性		・障害者福祉関係情報:非課税限度額の判定や所得控除の適用を行うため。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和3年11月30日	II-2-④-全ての記録項目	別添2 宛名・課税管理情報 1. 続柄～205. 法人番号	別添2 宛名・課税管理情報 1. 更新年月日～459. 副本データ送信状態区分	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月30日	II-3-①	住民窓口センター、国民健康保険課、生活支援室、後期高齢者医療保険課、介護保険課	住民窓口センター、国民健康保険課、生活支援室、後期高齢者医療保険課、介護保険課、障害福祉課	事前	重要な変更
令和3年11月30日	II-3-③	(3)生活保護情報:1月中旬に入手	(3)生活保護情報、障害者情報:1月中旬に入手	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和3年11月30日	II-3-⑤	番号法第9条別表第二の第27号	番号法第19条別表第二の27の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月30日	II-3-⑧	(3)各種課税資料から課税計算を行う。 (4)通知書発送時に宛名情報を記載する。 (5)減免申請書の提出により、納付状況を確認したうえで、減免処理を行う。	(3)障害者情報を非課税限度額、障害者控除額の参考とする。 (4)各種課税資料から課税計算を行う。 (5)通知書発送時に宛名情報を記載する。 (6)減免申請書の提出により、納付状況を確認したうえで、減免処理を行う。	事前	重要な変更
令和3年11月30日	II-4-委託事項1-再委託	【⑦再委託の有無】 再委託しない	【⑦再委託の有無】 再委託する	事前	重要な変更
令和3年11月30日	II-4-委託事項2-再委託	【⑦再委託の有無】 再委託しない	【⑦再委託の有無】 再委託する	事前	重要な変更
令和3年11月30日	II-4-委託事項3・委託事項5	富士通(株)	富士通Japan(株)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月30日	II-4-委託事項6	個人住民税納税通知書の印刷封入封緘業務	削除	事前	重要な変更にと当たらない(委託内容に特定個人情報を含まないため)
令和3年11月30日	II-4-委託事項6		課税資料イメージ管理システムの保守運用	事前	重要な変更
令和3年11月30日	II-4-委託事項6-①		課税資料イメージ管理システムの保守運用を行う。	事前	重要な変更
令和3年11月30日	II-4-委託事項6-②		【取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲】 特定個人情報ファイルの一部 【対象となる本人の数】 10万人以上100万人未満 【対象となる本人の範囲】 確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書に記載された納税義務者と被扶養者 【その妥当性】 専門的知識を有するイメージ管理システムの開発業者に保守運用を委託する。	事前	重要な変更
令和3年11月30日	II-4-委託事項6-③		10人未満	事前	重要な変更
令和3年11月30日	II-4-委託事項6-④		[O]その他(本市のサーバ室において、直接端末操作を行う)	事前	重要な変更
令和3年11月30日	II-4-委託事項6-⑤		姫路市情報公開条例(平成14年3月27日 条例第3号)に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	事前	重要な変更
令和3年11月30日	II-4-委託事項6-⑥		(株)ジェイエスクープ	事前	重要な変更
令和3年11月30日	II-4-委託事項6-⑦		再委託しない	事前	重要な変更
令和3年11月30日	II-5-提供・移転の有無	61件	63件	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月30日	II-5-提供先1	番号法19条第7号	番号法19条第8号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月30日	II-5-提供先1-①	番号法19条第7号	番号法19条第8号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月30日	II-6-①	ホスト内	サーバ内	事後	重要な変更にと当たらない(語句の訂正)
令和3年11月30日	III-2-リスク3	【入手の際の本人確認の措置の内容】 番号法施行規則第4条	【入手の際の本人確認の措置の内容】 番号法施行規則第3条	事後	重要な変更にと当たらない(法令の改正)
令和3年11月30日	III-5-リスク2	番号法施行規則第20条第2号	番号法施行規則第20条第3号	事後	重要な変更にと当たらない(法令の改正)
令和3年11月30日	III-6-リスク1	第19条第14号	第19条第9号	事後	重要な変更にと当たらない(法令の改正)
令和3年11月30日	III-6-リスク2	総務大臣	内閣総理大臣	事後	重要な変更にと当たらない(法令の改正)
令和3年11月30日	III-6-リスク1	総務大臣	内閣総理大臣	事後	重要な変更にと当たらない(法令の改正)
令和3年11月30日	III-6-リスク5	情報政策室	情報管理室	事後	重要な変更にと当たらない(組織改正)
令和3年11月30日	III-6-リスク7	構築する予定である。	構築している。	事後	重要な変更にと当たらない(語句の訂正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月30日	Ⅵ-1-①	2020/8/1	2021/8/1	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月30日	Ⅵ-2-②	平成28年9月26日から同年10月25日までの30日間	令和3年9月22日から同年10月22日までの31日間	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月30日	Ⅵ-2-④	意見の提出なし	マイナンバーの保護は重要であるが、コロナ禍の中で行われている各種給付金の支給や今後行われるワクチン接種証明等、マイナンバーを活かしたスピーディーで国民の利便性を高める施策の足かせにならないようにしてほしい。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月30日	Ⅵ-3-①	2016/11/9	2021/11/15	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月30日	Ⅵ-3-③	評価書「Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の中で委託先から提出される誓約書の内容に複写または複製の具体的な手段の例示と個人情報の漏えい等が発生した場合の罰則等の詳細な記述を追加した。	評価書の記載内容は、概ね問題ないとのことでした了解を得た。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年11月1日	公表日	2021/11/30	2022/11/1	事後	見直し
令和4年11月1日	Ⅰ-2-システム6-②	コンビニ交付センター	証明書交付センター	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年11月1日	Ⅰ-2-システム6-③	[] その他()	[○] その他(証明書交付センター(機構))	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年11月1日	Ⅰ-5	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第一の16の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第21条 4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第19条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第一の16の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第19条第10項 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条 4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第21条 5 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第19条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年11月1日	Ⅰ-6-②	1 別表第二における情報提供の根拠 情報提供者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「地方税関係情報」が含まれる項(別紙1参照) 2 別表第二における情報照会の根拠 情報照会者が「市町村長」の項のうち、事務に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(別紙1参照)	1 番号法第19条第8号別表第二における情報提供の根拠 情報提供者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「地方税関係情報」が含まれる項(別紙1参照) 2 番号法第19条第8号別表第二における情報照会の根拠 情報照会者が「市町村長」の項のうち、事務に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年11月1日	Ⅰ-6-②(別紙1)項番30	【別表第2第4欄に掲げる特定個人情報(地方税関係情報)】 地方税関係情報又は住民票関係情報、児童手当関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	【別表第2第4欄に掲げる特定個人情報(地方税関係情報)】 地方税関係情報、住民票関係情報、児童手当関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更にと当たらない(記載内容の修正)
令和4年11月1日	Ⅰ-6-②(別紙1)項番58	【別表第二省令における規定】 第31条の2	【別表第二省令における規定】 第31条の2の2	事後	重要な変更にと当たらない(法令の改正)
令和4年11月1日	Ⅰ-6-②(別紙1)項番71	【別表第二省令における規定】 未規定	【別表第二省令における規定】 第39条の2	事後	重要な変更にと当たらない(法令の改正)
令和4年11月1日	Ⅰ-6-②(別紙1)項番91	【別表第二省令における規定】 第44条の2	【別表第二省令における規定】 第44条の5	事後	重要な変更にと当たらない(法令の改正)
令和4年11月1日	別添1-事務の内容	コンビニ交付センター	証明書交付センター	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年11月1日	Ⅱ-2-④-その妥当性	・医療保険関連情報:国保料の情報に基づき適正な保険料控除を行うため。	・医療保険関連情報:国保料及び後期高齢者医療保険料の情報に基づき適正な保険料控除を行うため。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年11月1日	Ⅱ-3-⑤	住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2、番号法第19条別表第二の27の項に規定されている。	住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2、番号法第19条第8号別表第二の27の項に規定されている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年11月1日	Ⅱ-4-委託2-⑥	(株)内田洋行	富士通Japan(株)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年11月1日	Ⅱ-5-移転先1-①	番号法第9条第2項、姫路市番号利用条例第4条	番号法第9条第1項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年11月1日	Ⅱ-5-移転先2-①	番号法第9条第2項、姫路市番号利用条例第4条	番号法第9条第1項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年11月1日	Ⅱ-5-移転先3-①	番号法第9条第2項、姫路市番号利用条例第4条	番号法第9条第1項、第2項、姫路市番号利用条例第4条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年11月1日	Ⅱ-5-移転先4-①	番号法第9条第2項、姫路市番号利用条例第4条	番号法第9条第1項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条第11条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月1日	Ⅱ-5-移転先4-②	児童扶養手当事務、特別児童扶養手当事務、障害児福祉手当事務、母子父子寡婦福祉法による資金の貸付事務、児童手当又は特別給付の支給事務	児童扶養手当事務、特別児童扶養手当事務、障害児福祉手当事務、母子父子寡婦福祉法による資金の貸付事務、児童手当又は特別給付の支給事務、子育て世帯生活支援特別給付金支給事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年11月1日	Ⅱ-5-移転先5-①	番号法第9条第2項	番号法第9条第1項、第2項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年11月1日	Ⅱ-5-移転先6-①	番号法第9条第2項	番号法第9条第1項、第2項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年11月1日	Ⅱ-5-移転先7-①	番号法第9条第2項	番号法第9条第1項、第2項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年11月1日	Ⅱ-5-移転先7-②	、感染症の医療に係る費用負担の申請事務	(削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年11月1日	Ⅱ-5-移転先8-①	番号法第9条第2項、姫路市番号利用条例第4条	番号法第9条第1項、第2項、姫路市番号利用条例第4条、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条第11条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年11月1日	Ⅱ-5-移転先8-②	生活保護事務	生活保護事務、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金支給事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年11月1日	Ⅱ-5-移転先9-①	番号法第9条第2項	番号法第9条第1項、第2項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年11月1日	Ⅱ-5-移転先10-②	老人	高齢期移行	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年11月1日	Ⅱ-5-移転先11-①	番号法第9条第2項、姫路市番号利用条例第4条	番号法第9条第1項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年11月1日	Ⅱ-5-移転先12-①	番号法第9条第2項、姫路市番号利用条例第4条	番号法第9条第1項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年11月1日	Ⅱ-5-移転先13-①	番号法第9条第2項、姫路市番号利用条例第4条	番号法第9条第1項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年11月1日	Ⅱ-5-移転先14		【移転先14】保健所防疫課 【①】番号法第9条第1項 【②】感染症医療費公費負担事務 【③】個人住民税関係情報 【④】1万人未満 【⑤】②の事務の対象者 【⑥】その他(統合宛名システムとの連携により移転) 【⑦】業務上で必要な都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年11月1日	Ⅲ-2-リスク3	通知カード、	(削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年11月1日	Ⅲ-6-リスク5	情報管理室	デジタル情報室	事後	重要な変更にと当たらない(組織改正)
令和4年11月1日	Ⅵ-1-①	2021/8/1	2022/6/1	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年4月1日	公表日	2022/11/1	2024/4/1	事前	見直し
令和6年4月1日	別添1-事務の内容(備考)【共通】22	コンビニ交付センター	証明書交付センター	事前	
令和6年4月1日	Ⅱ-4-委託事項2	税総合システム運用業務	税総合システム開発、運用保守業務	事前	
令和6年4月1日	Ⅱ-4-委託事項2-①	税総合システムの運用、保守に係る業務委託	税総合システムの開発、運用保守に係る業務委託	事前	
令和6年4月1日	Ⅱ-4-委託事項2-②その妥当性	税総合システムを運用していく上で、大量一括処理を行うためにデータファイルを取扱うとともに、データのバックアップなどが必要不可欠なため。	税総合システムの安定稼働のために専門的な知識を有する業者に委託している。	事前	
令和6年4月1日	Ⅱ-4-委託事項2-④	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)その他(本市のサーバ室において、直接端末操作を行う。)	専用線 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)その他(庁内のセキュリティが担保された場所で作業を行う。)	事前	
令和6年4月1日	Ⅱ-4-委託事項2-⑨	システムの運用保守	システムの開発、運用保守	事前	
令和6年4月1日	Ⅱ-4-委託事項3	税総合システム開発・運用業務	地方税電子申告支援サービス運用業務	事前	
令和6年4月1日	Ⅱ-4-委託事項4	地方税電子申告支援サービス運用業務	統合宛名システムの保守・運用	事前	
令和6年4月1日	Ⅱ-4-委託事項4-④	その他(本市のサーバ室において、直接端末操作を行う。)	専用線 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)その他(庁内のセキュリティが担保された場所で作業を行う。)	事前	
令和6年4月1日	Ⅱ-4-委託事項5	統合宛名システムの保守・運用	課税資料イメージ管理システムの保守運用	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅱ-4-委託事項5-④	その他(本市のサーバ室において、直接端末操作を行う。)	専用線 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) その他(庁内のセキュリティが担保された場所 で作業を行う。)	事前	
令和6年4月1日	Ⅱ-4-委託事項6	課税資料イメージ管理システムの保守運用	個人住民税課税資料受付整理点検業務	事前	
令和6年4月1日	Ⅱ-4-委託事項7	個人住民税課税資料受付整理点検業務		事前	
令和6年4月1日	Ⅱ-5-移転先3-②	介護保険事務	介護保険事務、高齢者の住宅改造費の助成 に関する事務	事前	
令和6年4月1日	Ⅱ-5-移転先7-②	小児慢性特定疾病医療費助成事務、小児慢性 特定疾病児童等の福祉金支給事務、小児 慢性特定疾病児童等の日常生活支援用具給 付事務	小児慢性特定疾病医療費助成事務、小児慢性 特定疾病児童等の日常生活支援用具給付 事務	事前	
令和6年4月1日	Ⅱ-5-移転先8-②	生活保護事務、住民税非課税世帯に対する臨 時特別給付金支給事務	生活保護事務、低所得世帯に対する価格高騰 生活支援給付金支給事務	事前	
令和6年4月1日	Ⅱ-5-移転先9-①	番号法第9条第1項、姫路市番号利用条例第 4条	番号法第9条第1項、第2項、姫路市番号利用 条例第4条	事前	
令和6年4月1日	Ⅱ-5-移転先10	保健福祉政策課	福祉総務課	事前	
令和6年4月1日	Ⅱ-5-移転先10-②	高齢期移行・重度障害者・高齢重度障害者・ 母子家庭等・こども・乳幼児等の医療助成事 務	高齢期移行・重度障害者・高齢重度障害者・ 母子家庭等・こどもの医療助成事務	事前	
令和6年4月1日	Ⅱ-5-移転先15		【移転先15】こども家庭総合支援室 【①】番号法第9条第1項、第2項 番号利用条 例第4条 【②】子育て短期支援事業に関する事務 【③】個人住民税関係情報 【④】1万人未満 【⑤】②の事務の対象者 【⑥】その他(統合宛名システムとの連携により 移転) 【⑦】業務上で必要な都度	事前	
令和6年4月1日	Ⅱ-6-①	1 税総合システムにおける措置 (1)入退室管理を行っているサーバ室に設置 したサーバ内に保管する。 (2)サーバ室への入室権限を持つ者を限定 し、入退室管理カードによりサーバ室に入退室 する者が権限を有することを確認する等の管理 を行う。 (3)バックアップデータを遠隔地に保管。 2 統合宛名システムにおける措置 (1)入退室管理を行っているサーバ室に設置 したサーバ内に保管する。 (2)サーバ室への入室権限を持つ者を限定 し、入退室管理カードによりサーバ室に入退室 する者が権限を有することを確認する等の管理 を行う。 (3)バックアップデータを遠隔地に保管。 3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・プラットフォームはデータセン ターに設置しており、データセンターへの入館 及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 (2)特定個人情報、サーバ室に設置された 中間サーバのデータベース内に保存され、 バックアップもデータベース上に保存される。	<姫路市の措置> ・入退室管理を行っているサーバ室に設置し たサーバ内に保管する。 ・サーバ室への入室権限を持つ者を限定し、 入退室管理カードによりサーバ室に入退室す る者が権限を有することを確認する等の管理 を行う。 ・データの不正持込・持出禁止を規定してい る。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を 限定する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバはクラウド事業者が保有・管理する 環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策は クラウド事業者が実施する。なお、クラウド事 業者はISMAPのリストに登録されたクラウド サービス事業者であり、セキュリティ管理策が 適切に実施されているほか、次を満たすものと する。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受 けていること ・日本国内でのデータ保管を条件としているこ と	事前	
令和6年4月1日	Ⅱ-6-①	4 eLTAXにおける措置 (1)審査システム(eLTAX)の審査サーバ及び 国税連携システム(eLTAX)の受信サーバは、 有人による監視や入退館装置による管理をし ている建物の中で、さらに生体認証による入 退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置 した施錠可能なラック内に保管する。 (2)サーバ室の入退室については、システム 管理者が許可した者に限定しており、サーバ へのアクセスはIDとパスワードによる認証が 必要となる。	②特定個人情報は、クラウド事業者が管理す るデータセンター内のデータベースに保存さ れ、バックアップも日本国内に設置された複数 のデータセンターのうち本番環境とは別の データセンター内に保存される。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措 置> ①中間サーバ・プラットフォームはデータセ ンターに設置しており、データセンターへの入 館及びサーバ室への入室を厳重に管理す る。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された 中間サーバのデータベース内に保存され、 バックアップもデータベース上に保存される。	事前	
令和6年4月1日	Ⅱ-6-①	5 課税資料イメージ管理システムにおける措 置 (1)入退室管理を行っているサーバ室に設置 したサーバ内に保管する。 (2)サーバ室への入室権限を持つ者を限定 し、入退室管理カードによりサーバ室に入退室 する者が権限を有することを確認する等の管理 を行う。 6 紙及び電子記録媒体における措置 施錠管理できる事務室内又は書庫に保管す る。		事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅱ-6-③	1 税総合システムにおける措置 (1)システム運用業務委託業者が削除対象年度の情報を一括消去する。 2 統合宛名システムにおける措置 (1)削除後5年度を経過した場合は、対象者情報を物理削除する。 (2)ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 注)情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行う場合は、以下も記載。 3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1)特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 (2)ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<姫路市の措置> (2)で定めた保存期間を超えたデータについて、システム上一括で消去する。(データベースから物理的に削除する) 保存期間を経過したデータは、パッケージ機能にて対象者情報を消去する機能を有する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は姫路市からの操作によって実施される。姫路市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等に従って確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、姫路市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、	事前	
令和6年4月1日	Ⅱ-6-③	4 eLTAXにおける措置 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)のデータは、税総合システムへの連携(又は印刷)が終了し、賦課決定を行うなどした結果、保管の必要がなくなったときに削除権限を有する市民税課職員が手作業でデータを消去する。 情報ごとに定められた保存期間を経過したデータについては、システムにより自動的に消去する。 5 課税資料イメージ管理システムにおける措置 保存期間を経過したデータについては、システムにより対象者情報を物理削除する。 6 紙及び電子記録媒体における措置 保存期間を経過した課税資料については廃棄処分するなど、完全に消去する。	データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は姫路市からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事前	
令和6年4月1日	Ⅱ-2-④-全ての記録項目	別添2 宛名・課税管理情報 1. 更新年月日～459. 副本データ送信状態区分	別添2 宛名・課税管理情報 1. 更新年月日～534. 法定調査区分	事前	
令和6年4月1日	Ⅲ-4-特定個人情報の提供ルール-委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・システム運用、開発業務については、委託業務実施場所を本市庁舎内に限定し、外部への持ち出しを禁止している。	・システム運用、開発業務について、委託先へ特定個人情報を提供する際には、庁内ネットワークから持ち出す場合は、暗号化した上で提供している。また委託先へのデータ搬送が必要な場合は、施錠可能なケースに電子媒体を格納した上で実施することを義務付けている。	事前	
令和6年4月1日	Ⅲ-4-委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定-規定の内容	(9)「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「姫路市個人情報保護条例」、「姫路市情報セキュリティポリシー」及び「姫路市電子計算機処理データ保護管理規程」を遵守すること。	(9)「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」、「姫路市保有個人情報等の安全管理に関する基本方針」、「姫路市保有個人情報等取扱規程」、「姫路市情報セキュリティポリシー」及び「姫路市電子計算機処理データ保護管理規程」を遵守すること。	事前	
令和6年4月1日	Ⅲ-6-リスク1:目的外の入手が行われるリスク-リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事前	
令和6年4月1日	Ⅲ-6-リスク2:安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク-リスクに対する措置の内容	2 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1)中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	2 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1)中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事前	
令和6年4月1日	Ⅲ-6-リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク-リスクに対する措置の内容	2 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1)中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	2 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1)中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事前	
令和6年4月1日	Ⅲ-6-リスク5:不正な提供が行われるリスク-リスクに対する措置の内容	デジタル情報室	デジタル戦略室	事後	重要な変更にあたらない(組織改正)
令和6年4月1日	Ⅲ-7-リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク-⑤物理的対策-具体的な対策の内容	1～3 (略)	1～3 (略) 4 ガバメントクラウドにおける措置 (1)ガバメントクラウドについてはISMAPのリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 (2)事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅲ-7-リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策-具体的な対策の内容	1～2 (略)	1～2 (略) 3 ガバメントクラウドにおける措置 (1)国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 (2)本市が委託したASP(「地方公共団体情報システム」のガバメントクラウドの利用に関する基準)(デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))はガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。	事前	
令和6年4月1日	Ⅲ-7-リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策-具体的な対策の内容		(3)クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 (4)クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 (5)本市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 (6)ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 (7)本市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 (8)本市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	
令和6年4月1日	Ⅲ-7-リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク-消去手順-手順の内容	・保管期間を過ぎたデータについては、ファイルごと消去している。 ・紙媒体についても、保管期間を過ぎたものについては、職員立会いのもと、外部業者による裁断溶解作業を実施している。	1 本市における措置 (1)保管期間を過ぎたデータについては、ファイルごと消去している。 (2)紙媒体についても、保管期間を過ぎたものについては、職員立会いのもと、外部業者による裁断溶解作業を実施している。 2 ガバメントクラウドにおける措置 (1)クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。	事前	
令和6年4月1日	Ⅳ-1-②監査-具体的な内容	1、2 (略)	1、2 (略) 3 ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウドについてはISMAPのリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	
令和6年4月1日	Ⅳ-3	1 (略)	1 (略) 2 ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する本市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、国がその契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、本市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、本市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	
令和6年4月1日	V-1-①	姫路市 市民総合相談室 市政情報センター 〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地 電話番号 079-221-2077	姫路市 市民税課 〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地 電話番号 079-221-2266	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年4月1日	V-1-②	姫路市個人情報保護条例第15条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。	個人情報の保護に関する法律に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年4月1日	V-1-④ 個人情報ファイル簿の公表	[行っていない]	[行っている]	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年4月1日	V-1-④ 個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	—	個人住民税ファイル	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年4月1日	V-1-④ 個人情報ファイル簿の公表 公表場所	—	姫路市役所ホームページ(インターネット)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年4月1日	Ⅵ-1-① 実施日	2022/6/1	2023/6/1	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	VI-2-② 実施日・期間	令和3年9月22日から同年10月22日までの31日間	令和6年2月8日から同年3月8日までの30日間	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年4月1日	VI-2-④ 主な意見の内容	マイナンバーの保護は重要であるが、コロナ禍の中で行われている各種給付金の支給や今後行われるワクチン接種証明等、マイナンバーを活かしたスピーディーで国民の利便性を高める施策の足かせにならないようにしてほしい。	—	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年4月1日	VI-3-① 実施日	2021/11/15	2024/3/22	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年4月1日	VI-3-② 方法	姫路市個人情報保護審議会で第三者点検を行った。	姫路市情報公開・個人情報審査会において、第三者点検を実施した。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年10月1日	公表日	2024/4/1	2024/10/1		見直し
令和6年10月1日	I-5	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第一の16の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第19条第10項 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条 4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第21条 5 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第19条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項、別表の24の項 2 番号法第19条第10項 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条 4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第21条 5 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第22条 6 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第19条 7 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第20条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正)
令和6年10月1日	I-6-②	1 番号法第19条第8号別表第二における情報提供の根拠 情報提供者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「地方税関係情報」が含まれる項(別紙1参照) 2 番号法第19条第8号別表第二における情報照会の根拠 情報照会者が「市町村長」の項のうち、事務に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条8号 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)(情報連携主務省令) 第2条 情報提供者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「地方税関係情報」が含まれる項(別紙1参照) 2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条8号 (2) 情報連携主務省令 第2条 情報照会者が「市町村長」の項のうち、事務に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項(48の項)第50条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正)
令和6年10月1日	II-3-⑤	住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2、番号法第19条第8号別表第二の27の項に規定されている。	住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2、情報連携主務省令第2条48の項、第50条に規定されている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正)
令和6年10月1日	II-5 提供・移転の有無	[○]提供を行っている (63件)	[○]提供を行っている (74件)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年10月1日	II-5-提供先1	番号法第19条第8号 別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号 情報連携主務省令第2条表に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正)
令和6年10月1日	II-5-提供先1(別紙1)			事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年10月1日	II-5-提供先1-①	番号法第19条第8号 別表第二	番号法第19条第8号及び情報連携主務省令	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正)
令和6年10月1日	II-5-提供先1-②	番号法別表第二に関する事務	情報連携主務省令第2条表に定める事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正)
令和6年10月1日	II-5-提供先1-③	番号法別表第二における地方税に関する特定個人情報	情報連携主務省令における地方税に関する特定個人情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正)
令和6年10月1日	II-5-提供先1-⑤	番号法別表第二における地方税に関する特定個人情報の範囲	情報連携主務省令における地方税に関する特定個人情報に係る本人の範囲	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正)
令和6年10月1日	II-5-移転先12	高齢者支援課	地域包括支援課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない (移転先13以降、一ずつ繰り上げて記載)
令和6年10月1日	II-5-移転先12-②	介護予防・日常生活支援総合事業事務	介護予防・日常生活支援総合事業事務、老人ホームの入退所等措置事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年10月1日	II-5-移転先14	こども家庭総合支援室	子育て支援室	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年10月1日	III-6-リスク1	番号法第19条第9号及び別表第二	番号法第19条第9号及び情報連携主務省令	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	Ⅵ-1-① 実施日	2023/6/1	2024/6/1	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年10月1日	公表日	2024/10/1	2025/10/1	事前	見直し
令和7年10月1日	I-1-②-事務の内容	1 概要 (略) 2 特定個人情報ファイルを使用している事務 (略)	1 概要 (略) 過誤納となった場合は還付・充当を行う。 2 特定個人情報ファイルを使用している事務 (1)住民・国税庁・事業所・年金保険者・他自治体からeLTAXシステム、申請管理システムや国税連携システムを利用して、申告情報を取得する。 (略) (6)還付対象者の口座情報の照会を行う。	事前	
令和7年10月1日	I-2-システム1-③-他のシステムとの接続	その他(課税資料イメージ管理システム、証明書交付システム)	その他(課税資料イメージ管理システム、証明書交付システム、申請管理システム)	事前	
令和7年10月1日	I-2-システム8		①システムの名称: 個人住民税申告ポータル(eLTAX) ②システムの機能: 個人住民税について、オンラインで申告ができる機能 ③他のシステムとの接続: その他(マイナポータル申請管理)	事前	
令和7年10月1日	I-2-システム9		①システムの名称: マイナポータル申請管理 ②システムの機能: 【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能 ③他のシステムとの接続: その他(申請管理システム、個人住民税申告ポータル(eLTAX))	事前	
令和7年10月1日	I-2-システム10		①システムの名称: 申請管理システム ②システムの機能: 1 申請データ格納機能 : マイナポータル申請管理でダウンロードしたデータを複号する機能 2 申請内容照会と審査状況管理機能 : 申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能 3 税総合システムとの申請データ連携 : 税総合システムに申請データを連携する機能 ③他のシステムとの接続: 税務システム、その他(マイナポータル申請管理)	事前	
令和7年10月1日	I-4-①	住民税の賦課について、個人番号を利用することにより、提出された申告情報と課税対象者を紐付けすることができ、複数の課税資料を正確かつ迅速に合算できるようになる。また、納税者の特定や最新の住所情報を正確かつ効率的に把握でき、公平な課税が図られる。	住民税の賦課について、個人番号を利用することにより、提出された申告情報と課税対象者を紐付けすることができ、複数の課税資料を正確かつ迅速に合算できるようになる。また、納税者の特定や最新の住所情報を正確かつ効率的に把握でき、公平な賦課徴収事務を行うことができる。	事前	
令和7年10月1日	I-4-②	自治体間での情報連携を行うことで、従来の所得証明書の取得、提出などの手続が無くなり、納税者の利便性の向上が図られる。課税資料の名寄せ作業が容易になり、課税事務の効率化、適正化が図られる。転出者の住民票関連情報が的確に把握でき、納付書等の郵送物の送達が正確かつ迅速にできる。	自治体間での情報連携を行うことで、従来の所得証明書の取得、提出などの手続が無くなり、納税者の利便性の向上が図られる。課税資料の名寄せ作業が容易になり、課税事務の効率化、適正化が図られる。転出者の住民票関連情報が的確に把握でき、納付書等の郵送物の送達が正確かつ迅速にできる。 公金受取口座情報を情報連携により、正確に把握し確実に還付できる。	事前	
令和7年10月1日	I-1-②(別添1)図	21 税証明、督促	21 税証明、督促、還付	事前	
令和7年10月1日	I-1-②(別添1)図		24 取込	事前	
令和7年10月1日	I-1-②(別添1)(備考)21	21 住民からの申請により、税証明を発行する。滞納者に督促状を送付する。	21 住民からの申請により、税証明を発行する。滞納者に督促状を送付する。還付対象者の指定口座に還付する。	事前	
令和7年10月1日	I-1-②(別添1)(備考)24		24 申告者が電子申告を行った個人住民税申告データが、個人住民税申告ポータル(eLTAX)、マイナポータル申請管理を経由し、申請管理システムに連携される。その後、申告データは申請管理システムから税総合システムに取込される。	事前	
令和7年10月1日	Ⅱ-2-③	賦課期日(1月1日)時点において、本市内に住所を有する個人又は本市内に事務所や家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者で、確定申告書や個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書の提出があった者及びその扶養親族、課税調査対象者	賦課期日(1月1日)時点において、本市内に住所を有する個人又は本市内に事務所や家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者で、確定申告書や個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書の提出があった者及びその扶養親族、課税調査対象者。市税還付請求者のうち個人番号を有する者	事前	
令和7年10月1日	Ⅱ-2-④-主な記録項目		その他(口座登録・連携ファイル関係情報)	事前	
令和7年10月1日	Ⅱ-3-①-入手元	行政機関・独立行政法人等(国税庁、日本年金機構)	行政機関・独立行政法人等(国税庁、デジタル庁、日本年金機構)	事前	
令和7年10月1日	Ⅱ-3-②-入手方法	その他(統合宛名システム)	その他(統合宛名システム、マイナポータル申請管理)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	Ⅱ-3-③	1 (略) 2 個別対応による入手 (1)申告情報:当初以降、新規申告、更正申告、減免申請を随時入手	1 (略) 2 個別対応による入手 (1)申告情報:当初以降、新規申告、更正申告、減免申請を随時入手 (2)公金受取口座情報:還付請求書意思表示に基づき随時入手	事前	
令和7年10月1日	Ⅱ-3-④	住民税の適正な賦課決定のため	住民税の適正な賦課徴収事務のため	事前	
令和7年10月1日	Ⅱ-3-⑤	住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2、情報連携主務省令第2条48の項、第50条に規定されている。	地方税法第317条の2、番号法第14条第1項、情報連携主務省令第2条48の項、第50条に規定による。	事前	
令和7年10月1日	Ⅱ-3-⑥	住民税の適正な賦課決定のため法令に基づき関連情報を収集する必要がある。	住民税の適正な賦課・徴収事務のため法令に基づき関連情報を収集する必要がある。	事前	
令和7年10月1日	Ⅱ-3-⑧	1、2 (略)	1、2 (略) 3 市税等の還付に関する事務 (1)還付金請求者の意思表示に基づき、公金受取口座を把握し、当該口座に還付する。	事前	
令和7年10月1日	Ⅱ-4-委託事項4	統合宛名システムの保守・運用	統合宛名システム、申請管理システム(以下、統合宛名システム等)の保守・運用	事前	
令和7年10月1日	Ⅱ-4-委託事項4-①委託内容	統合宛名システムにて行う各種処理	統合宛名システム等にて行う各種処理	事前	
令和7年10月1日	Ⅱ-4-委託事項4-②-その他妥当性	統合宛名システムの保守・運用を委託するため、システムで管理される全対象が範囲となる。	統合宛名システム等の保守・運用を委託するため、システムで管理される全対象が範囲となる。	事前	
令和7年10月1日	Ⅱ-4-委託事項4-再委託-⑨再委託事項	統合宛名システムの保守・運用業務における作業担当として、技術支援作業を行う。	統合宛名システム等の保守・運用業務における作業担当として、技術支援作業を行う。	事前	
令和7年10月1日	Ⅱ-5-移転先12	地域包括支援課	高齢者支援課	事前	
令和7年10月1日	Ⅱ-6-①	(略) ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	(略) ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・マイナポータル申請管理から取得したデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・基幹システムにデータを移動するための外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管されている。	事前	
令和7年10月1日	Ⅱ-6-③	(略) ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は姫路市からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	(略) ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は姫路市からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出せないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打ち出し後、速やかに完全消去する。 ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・事務手続きごとに定められた保管期間を超過した申請管理システムデータを、バッチ処理によりデータベースから消去する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	Ⅲ-2-リスク1-対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(略)	(略) (4) マイナポータル申請管理における措置 マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 (5) 申請管理システムにおける措置 申請データを受理する際に、個人を識別する情報に基づきデータの整合性をチェックし、申請されたデータが対象者のものであるかを確認する。	事前	
令和7年10月1日	Ⅲ-2-リスク1-必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	(略)	(略) ・個人住民税申告ポータルにおける措置 住民が個人住民税申告ポータルの画面の誘導に従い申請フォームに必要な情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・申請管理システムにおける措置 システム上、個人住民税業務に必要な情報のみを取得し、それ以外の情報は取得できない仕組みになっている。	事前	
令和7年10月1日	Ⅲ-2-リスク2-リスクに対する措置の内容	(略)	(略) (3) 個人住民税申告ポータルにおける措置 ・住民が個人住民税申告ポータルから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・個人住民税申告ポータルの画面の誘導において住民に理解してもらいながら操作をしていただくことで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 (4) 申請管理システムにおける措置 ・申請データは、マイナポータル申請管理以外の方法では入手はできない。 ・利用者権限を設定することによって、システムを利用する職員を限定している。	事前	
令和7年10月1日	Ⅲ-2-リスク3-入手の際の本人確認の措置の内容	(略)	(略) (4) 個人住民税申告ポータルにおける措置 ・住民が個人住民税申告ポータルからマイナポータル申請管理へ個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した本市は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	事前	
令和7年10月1日	Ⅲ-2-リスク3-特定個人情報の正確性確保の措置の内容	(略)	(略) (4) 個人住民税申告ポータルにおける措置 ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	事前	
令和7年10月1日	Ⅲ-2-リスク4-リスクに対する措置の内容	(略)	(略) (4) マイナポータル申請管理における措置 ・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起らないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 (5) 申請管理システムにおける措置 ・マイナポータル申請管理から申請管理システムに情報連携する際は、LGWAN回線を用いた連携とするなど、外部からの盗聴、漏えい等が起らない対策を施している。	事前	
令和7年10月1日	Ⅲ-3-リスク2-ユーザ認証の管理-具体的な管理方法	・ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。 ・認証後は、ユーザ毎に利用可能な機能を制限している。 ・パスワードについては、定期的に変更することを義務付けている。	(1) マイナポータル申請管理における措置 ・マイナポータル申請管理をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。 (2) 申請管理システムにおける措置 ・申請管理システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。 (3) その他システムにおける措置 ・ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。 ・認証後は、ユーザ毎に利用可能な機能を制限している。 ・パスワードについては、定期的に変更することを義務付けている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	Ⅲ-3-リスク2-アクセス権限の発効・失効の管理-具体的な管理方法	・人事異動があった場合や権限変更があった場合には書面にて決裁し、税総合システムに反映させている。 ・ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更または削除する。	(1) マイナポータル申請管理、申請管理システムにおける措置 ① 発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ② 失効の管理 ・定期的又は異動、退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動、退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 (2) その他システムにおける措置 ・人事異動があった場合や権限変更があった場合には書面にて決裁し、税総合システムに反映させている。 ・ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更または削除する。	事前	
令和7年10月1日	Ⅲ-3-リスク2-アクセス権限の管理-具体的な管理方法	・端末操作資格者のアクセス権限表を作成している。 ・ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更または削除する。	・定期的にユーザID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。	事前	
令和7年10月1日	Ⅲ-3-リスク3-リスクに対する措置の内容	・アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。 ・職員に対し、情報セキュリティ研修を行い、定期的に情報セキュリティに関する自己点検を行わせる。 ・委託業者に従業員に対するセキュリティ教育を義務付ける。	・各システムへアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体に各システムから取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 ・アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。 ・職員に対し、情報セキュリティ研修を行い、定期的に情報セキュリティに関する自己点検を行わせる。 ・委託業者に従業員に対するセキュリティ教育を義務付ける。	事前	
令和7年10月1日	Ⅲ-3-リスク4-リスクに対する措置の内容	・事務端末には特定個人情報ファイルが保存されない仕組みとなっている。 ・税総合システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできる。	・事務端末には特定個人情報ファイルが保存されない仕組みとなっている。 ・税総合システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできる。 ・特定個人情報ファイルについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、特定個人情報ファイルについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるようシステムの制御する。 ・外部記憶媒体に各システムから取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	事前	
令和7年10月1日	Ⅲ-4-委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定-規定の内容	特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約に基づく誓約書に明記している。(略)	特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書に明記している。(略)	事前	
令和7年10月1日	Ⅲ-5-リスク1-特定個人情報の提供・移転の記録-具体的な方法	1 統合宛名システム、税総合システムで提供、移転する分 ・統合宛名システムを通じて提供や移転を行う場合は、連携時のログ、アクセスログ、收受領システムのタイムスタンプにより確認できる。 (略)	1 統合宛名システム、申請管理システム、税総合システムで提供、移転する分 ・統合宛名システム、申請管理システムを通じて提供や移転を行う場合は、連携時のログ、アクセスログ、收受領システムのタイムスタンプにより確認できる。	事前	
令和7年10月1日	Ⅲ-5-リスク1-特定個人情報の提供・移転に関するルール-ルールの内容及びルール遵守の確認方法	1 統合宛名システム、税総合システムで提供、移転する分 (略)	1 統合宛名システム、申請管理システム、税総合システムで提供、移転する分 (略)	事前	
令和7年10月1日	Ⅲ-5-リスク2-リスクに対する措置の内容	1 統合宛名システム、税総合システムで提供、移転する分 (略)	1 統合宛名システム、申請管理システム、税総合システムで提供、移転する分 (略)	事前	
令和7年10月1日	Ⅲ-5-リスク3-リスクに対する措置の内容	1 統合宛名システム、税総合システムで提供、移転する分 ・品質やセキュリティが保証されている統合宛名システム、税総合システムでのみの提供・移転に限定している。 (略)	1 統合宛名システム、申請管理システム、税総合システムで提供、移転する分 ・品質やセキュリティが保証されている統合宛名システム、申請管理システム、税総合システムでのみの提供・移転に限定している。 (略)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	Ⅲ-6-リスク4-リスクに対する措置の内容	(略)	(略) 2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 (1) 中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 (2) 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 (3) 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に結果情報を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 (4) 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※) 中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 (2) 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。	事前	
令和7年10月1日	Ⅲ-6-リスク5-リスクに対する措置の内容	(略)	(略) (1) 中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 (2) 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 (3) 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に結果情報を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 (4) 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※) 中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 (2) 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	Ⅲ-6-リスク6-リスクに対する措置の内容	(略)	(略) 2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 (1)セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。 (2)中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。 3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 (2)中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 (3)中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事前	
令和7年10月1日	Ⅲ-6-リスク7-リスクに対する措置の内容	(略)	1 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 (1)情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 (2)情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 (3)情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	事前	
令和7年10月1日	Ⅲ-7-リスク1-⑤-具体的な対策の内容	(略) 3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。 また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 (略)	(略) 3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 (略)	事前	
令和7年10月1日	Ⅲ-7-リスク1-⑥-具体的な対策の内容	(略) 2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 (2)中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 (3)導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 (略)	(略) (4)中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 (5)中間サーバのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 (6)中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 (7)中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、中間サーバ・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 (略)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	IV-1-②-具体的な内容	(略) 2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 (略)	(略) 2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 (2)政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 (略)	事前	
令和7年10月1日	IV-2-具体的な内容	(略) 2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 (2)中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を実施することとしている。	(略) 2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事前	
令和7年10月1日	IV-3	1 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 (略)	1 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 (略)	事前	
令和7年10月1日	VI-1-① 実施日	2023/6/1	2024/10/1	事前	

(別紙1) 情報連携主務省令に定める情報照会者

項番	情報照会者	情報連携主務省令 第2欄に掲げる事務	情報提供者	情報連携主務省令 第4欄に掲げる特定個人情報 (地方税関係情報)
1	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって第3条で定めるもの	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下この条において「地方税関係情報」という。)、住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって第3条で定めるもの
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第4条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下この条において「介護保険給付等関係情報」という。)であって第4条で定めるもの
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第5条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下この条において「介護保険給付等関係情報」という。)であって第5条で定めるもの
4	総務大臣又は都道府県知事	恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第6条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第6条で定めるもの
5	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第7条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第7条で定めるもの
7	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第9条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第9条で定めるもの
11	都道府県知事	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第13条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下この条において「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって第13条で定めるもの
13	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第15条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第15条で定めるもの
15	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第17条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第17条で定めるもの
20	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第22条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第22条で定めるもの
28	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第30条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第30条で定めるもの
37	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第39条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第39条で定めるもの
39	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第41条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第41条で定めるもの
42	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第44条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下この条において「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第44条で定めるもの
48	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境課税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報であって第50条で定めるもの
49	都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第51条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第51条で定めるもの
53	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法に依る公営住宅の管理に関する事務であって同条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第55条によるもの
57	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付の支給又は年金である給付の支給に関する事務であって第59条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第59条によるもの
58	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第60条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第60条で定めるもの
59	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の至便に関する事務であって第61条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第61条で定めるもの

(別紙1) 情報連携主務省令に定める情報照会者

項番	情報照会者	情報連携主務省令 第2欄に掲げる事務	情報提供者	情報連携主務省令 第4欄に掲げる特定個人情報 (地方税関係情報)
63	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法に依る医療に要する費用についての援助に関する事務であって第65条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第65条で定めるもの
65	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第67条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第67条で定めるもの
66	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第68条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第68条で定めるもの
69	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第71条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第71条で定めるもの
73	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第75条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第75条で定めるもの
75	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第77条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第77条で定めるもの
76	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって第78条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第78条で定めるもの
81	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第83条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって第83条で定めるもの
83	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第85条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第85条で定めるもの
84	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第86条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第86条で定めるもの
86	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第88条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第88条で定めるもの
87	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第89条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第89条で定めるもの
88	都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第90条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第90条で定めるもの
89	都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者に現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第91条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第91条で定めるもの
90	都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第92条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第92条で定めるもの
91	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第93条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第93条で定めるもの
92	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第94条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第94条で定めるもの
96	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第98条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第98条で定めるもの
98	厚生労働大臣又は都道府県知事	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第100条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第100条で定めるもの
106	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第108条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第108条で定めるもの
108	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の貸付けに関する事務であって第110条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第110条で定めるもの
115	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第117条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第117条で定めるもの
118	厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって第120条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第120条で定めるもの

(別紙1) 情報連携主務省令に定める情報照会者

項番	情報照会者	情報連携主務省令 第2欄に掲げる事務	情報提供者	情報連携主務省令 第4欄に掲げる特定個人情報 (地方税関係情報)
124	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第126条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第126条で定めるもの
125	都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第127条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第127条で定めるもの
129	厚生労働大臣	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第131条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第131条で定めるもの
130	平成八年法律第八十二号附則第三十二條第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八條第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第132条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第132条で定めるもの
132	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第134条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第134条で定めるもの
137	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第139条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第139条で定めるもの
138	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第140条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第140条で定めるもの
140	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって第142条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第142条で定めるもの
141	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって第143条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって第143条で定めるもの
142	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第144条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第144条で定めるもの
144	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第146条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第146条で定めるもの
147	総務大臣	国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第2号第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法に依る年金である給付の支給に関する事務であって第149条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第149条で定めるもの
151	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって第153条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第153条で定めるもの
152	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第154条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第154条で定めるもの
155	市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第157条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第157条で定めるもの
156	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第158条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第158条で定めるもの
158	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第160条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第160条で定めるもの
160	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第162条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第162条で定めるもの

(別紙1) 情報連携主務省令に定める情報照会者

項番	情報照会者	情報連携主務省令 第2欄に掲げる事務	情報提供者	情報連携主務省令 第4欄に掲げる特定個人情報 (地方税関係情報)
161	都道府県知事等	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づき外国人でであって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって第163条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法に依る養育費の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第163条で定めるもの
163	地域優良賃貸住宅制度要綱第2条第9号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第16号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第165条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第165条で定めるもの
164	都道府県知事	「特定感染症検査等事業について」の特定完成証検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第166条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第166条で定めるもの
165	都道府県知事	「感染症対策等別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第167条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第167条で定めるもの
166	都道府県知事	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第168条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係係上オフであって第168条で定めるもの
167	文部科学省	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費じょほ金(学びなおしへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第169条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第169条で定めるもの
168	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第170条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第170条で定めるもの
169	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第171条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第171条で定めるもの
170	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第172条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第172条で定めるもの
171	文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第173条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第173条で定めるもの
172	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等醜悪支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第174条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第174条で定めるもの
173	都道府県知事	「とくどく区帝疾患治療研究事業について」の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第175条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第175条で定めるもの